

無配当特別終身保険 (I 型)

家族をつなぐ終身保険

あなたの想いをかたちにして、大切な方へお届けするご提案

ニーズにあわせて

えらべる2つのプラン!

経過期間に応じて

ふえる解約払戻金額!

相続対策として

のこせる死亡保険金額!



ご契約のしおり・約款

ファトカ 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に 関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

^(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

○FATCAの確認手続きとは？

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民、米国居住者、米国人所有の外国事業体^(注2)等)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

^(注2) 「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人をいいます。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類^(注3)をご提示またはご提出いただく場合があります。

^(注3) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、米国納税者番号の報告および米国内国歳入庁への報告に関する同意書等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる米国納税義務者(特定米国人、米国人所有の外国事業体)とは？

以下のお客さまが対象となります。

①特定米国人

- 米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・米国市民 ・米国居住者^(注4)
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

^(注4)一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例(報告対象外)】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

②米国人所有の外国事業体

- 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体^(注5)をいいます。

^(注5)例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

- 外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

- 金融機関は、事業体に該当しません。(原則、報告が免除されています。)

○FATCAの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。

もくじ

ご契約のしおり

目的別もくじ	しおり 1
主な保険用語のご説明	しおり 3
1.お知らせとお願い	しおり 6
① 当社の組織形態について	しおり 7
② 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	しおり 7
③ 生命保険募集人について	しおり 7
④ クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について	しおり 8
⑤ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について	しおり 9
⑥ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり 9
⑦ 個人情報のお取扱いについて	しおり 11
⑧ 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」について	しおり 12
⑨ 被保険者によるご契約者への解約の請求について	しおり 14
⑩ 債権者等による解約について	しおり 14
2.この保険の特徴と仕組み	しおり 16
① 概要	しおり 17
② 死亡保障について	しおり 18
③ 責任開始期に関する特約について	しおり 19
④ 年金支払移行特約(I型)について	しおり 20
⑤ 新遺族年金支払特約について	しおり 22
⑥ リビング・ニーズ特約について	しおり 24
⑦ 指定代理請求特約について	しおり 26
⑧ 特別条件特約について	しおり 27
3.ご契約にあたって	しおり 28
① 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について	しおり 29
② ご契約の申込書の記入について	しおり 29
③ 告知義務について	しおり 29
④ 責任開始期と契約日について	しおり 31
⑤ 保険証券のご確認について	しおり 31

4.保険料について しおり 32

- ① 保険料のお払込について しおり 33
- ② 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について しおり 34
- ③ ご契約の復活について しおり 35
- ④ 保険料のお払込が困難なときの継続方法について しおり 36
- ⑤ 保険金等のお支払の際の保険料精算について しおり 37

5.ご契約後のお取扱について しおり 38

- ① ご契約後のお手続きにあたって しおり 39
- ② 保障内容の見直しについて しおり 39
- ③ 契約者貸付について しおり 40
- ④ 死亡保険金受取人の変更について しおり 40
- ⑤ 死亡保険金受取人がお亡くなりになられた場合について しおり 40
- ⑥ 保険金等のご請求について しおり 41
- ⑦ 解約について しおり 43
- ⑧ 保険金等の請求権の時効について しおり 43
- ⑨ ご請求書類一覧 しおり 44

6.保険金等をお支払いできない場合 しおり 46

7.その他情報 しおり 50

- ① 税金について しおり 51
- ② ご契約者への情報提供とサービスについて しおり 53
- ③ 管轄裁判所について しおり 57

約款

- 無配当特別終身保険 (I型) 普通保険約款 約款 1
- 責任開始期に関する特約 約款 23
- 年金支払移行特約 (I型) 約款 25
- 新遺族年金支払特約 約款 30
- リビング・ニーズ特約 約款 36
- 指定代理請求特約 約款 44
- 特別条件特約 約款 50
- 保険料口座振替特約 (定額保険用) 約款 53
- 保険料クレジットカード払特約 約款 57

目的別もくじ

こんなときは…



この保険の特徴と仕組みを知りたい



保険金等の請求について知りたい



保険金等が支払われない場合について知りたい



保障がいつから開始されるか知りたい



申込の撤回等をしたい



契約を解約したい



税金について知りたい



保険の用語について知りたい

▶	しおり 17	この保険の特徴と仕組み
▶	しおり 41	保険金等のご請求について
▶	しおり 47	保険金等をお支払いできない場合
▶	しおり 31	責任開始期と契約日について
▶	しおり 8	クーリング・オフ制度 (お申込の撤回・ご契約の解除)について
▶	しおり 43	解約について
▶	しおり 51	税金について
▶	しおり 3	主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

か行	解約払戻金	ご契約が解約または減額された場合等にご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
	基本保険金額	死亡保険金額等を算出する際に基準となる金額をいいます。ご契約の際に当社の定める範囲内でご契約者が指定された金額が、ご契約時の基本保険金額となります。
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。月単位または年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、1年ごとの契約日に対応する日をさします(対応する契約応当日がない月は、その月の末日を契約応当日とします)。
	契約者	当社とご契約を締結し、ご契約上の権利(たとえばご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。(例)ご契約日に50歳7か月の被保険者の契約年齢は50歳となります。
	契約日	契約年齢や保険期間等の基準となる日をいいます。
	告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者は、ご契約のお申込に際して、被保険者に関して当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままを報告していただく義務があります。このことを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて、ご報告がなかったり、ご報告いただいた内容が事実と異なっていた場合、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。
さ行	災害死亡保険金	簡単プラン(保険契約の型:D型)で、被保険者が第1保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。
	失効	保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。
	死亡保険金受取人	被保険者が保険期間中に死亡されたときに保険金等を受け取る人のことをいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	責任開始期	お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期のことをいいます。また、復活が行なわれた場合のご契約の保障については、最後の復活によって保障が開始される時期のことをいいます。
	責任準備金	将来の保険金等をお支払いするために、ご契約者にお払込みいただいた保険料のなかから積み立てられるお金のことをいいます。

た な は や 行	第1保険期間	簡単プラン(保険契約の型:D型)で、ご契約の際に当社の定める範囲内でご契約者が指定された期間のことをいいます。
	第1回保険料相当額	ご契約の締結の際に、ご契約者からお支払いいただく金額のことをいいます。ご契約が成立した場合、第1回保険料相当額は第1回保険料に充当します。
	第2保険期間	簡単プラン(保険契約の型:D型)で、第1保険期間の満了日の翌日以後の期間(終身)のことをいいます。
	特則・特約	主契約の保障内容をさらに充実させる等の目的で主契約に適用・付加するものをいいます。
な は 行	2回目以降の保険料の払込期月	2回目以降の保険料をお支払いいただく月のことをいいます。月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで、年払契約の場合は、年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	2回目以降の保険料の払込猶予期間	2回目以降の保険料のお払込を猶予する期間のことをいいます。月払契約の場合は保険料の払込期月の翌月初日から末日まで、年払契約の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。
は や 行	被保険者	その人の生死等が保険の対象とされる人のことをいいます。
	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
	保険期間	当社が保障を行なう期間のことをいいます。
	保険証券	ご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料	ご契約者から当社にお支払いいただくお金のことをいいます。
	保険料払込期間	保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。
	本社	約款上は「本店」と記載しますが、通常の呼称は「本社」とします。
や 行	約款	ご契約から保険契約消滅までのご契約内容を記載したもので、主契約については「普通保険約款」(主約款)といい、特約については「特約条項」といいます。

1

お知らせとお願い

- 1 当社の組織形態について
- 2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人について
- 4 クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
- 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について
- 6 「生命保険契約者保護機構」について
- 7 個人情報のお取り扱いについて
- 8 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」について
- 9 被保険者によるご契約者への解約の請求について
- 10 債権者等による解約について

1.お知らせとお願い

1 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客様と当社との保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾した場合に保険契約は有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約者の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- この保険は、生命保険の販売資格を有する者が販売します。
- お客様の担当者である生命保険募集人の権限等に関して、確認を希望される場合は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

4 クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について

- お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内であれば、当社への書面での郵送によるお申出によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます)をすることができます(募集代理店では受付できません)。この場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
- 当社は、お申込の撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭のお支払の請求はしません。
- お申込の撤回等の書面の発信時に保険金等の支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等の書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込の撤回等は、書面により前記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社へお申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。
- つぎの場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。
 - 当社が指定した医師による診査が終了している場合
 - 法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合
 - 既契約の更新または内容変更(保険金額の増額等)にかかるものである場合

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ お申込日								

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)のお申出の方法について

- お申込の撤回等をされる場合、つぎの事項を必ずお申込者(ご契約者)ご本人がご記入のうえ、書面(封書^{*1})にて、当社へお申出ください。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者(ご契約者)の氏名(自署)・住所
- ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- ⑤お申込の撤回等の申出日

*1 お客様の個人情報保護のために封書にてお送りください。

*2 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者(ご契約者)の本人口座に限りです。

〈お申出のご記入例〉

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行います。
 申込者(契約者)名 ○○○○
 住所 ○○○県○○市○○○*
 申込書番号 *****
 返金先口座 ××銀行××支店
 普通 *****
 口座名義人 ○○○○
 ○年○月○日

〈書面(封書)の送付先〉
 〒105-0023
 東京都港区芝浦1-1-1
 T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

1.お知らせとお願い

お問合せ窓口

お申込の撤回等に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構にお問合せください。

6 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際に資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間の各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページでご確認できます。

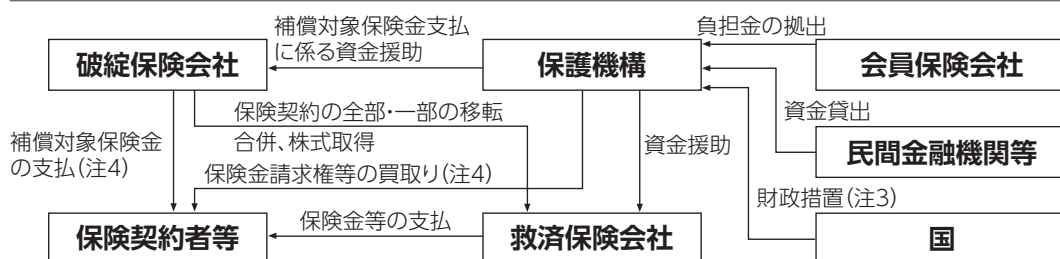
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。

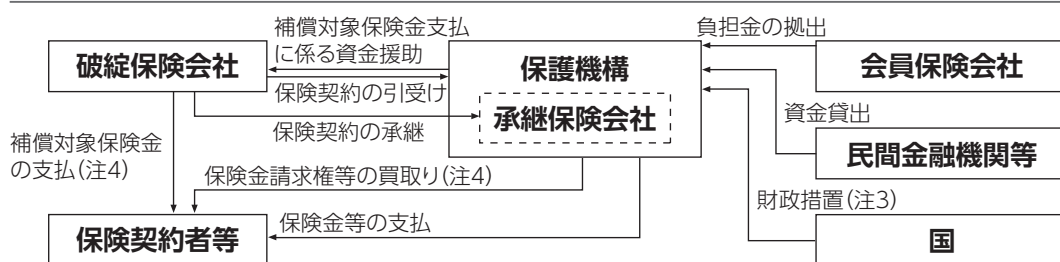
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組の概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注3) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取り率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

1.お知らせとお願い

7 個人情報のお取扱いについて

1 当社がお客様から取得する個人情報の利用目的

- 当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
- ②当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※ただし、個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。

※当社はお客様から取得した個人情報を、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却はいたしません。

2 医療・健康等の機微(センシティブ)情報の利用目的

- 当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内において、お客様の同意をもって医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、当社は、取得した機微(センシティブ)情報を、業務上必要な範囲でご契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に開示する場合がございます。なお、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社では、これらの機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者への提供

- 当社は、つぎの場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
 - ①当社とご契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を付することがあり、再保険会社における当該再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する場合(外国にある再保険会社に提供する場合を含む)。
 - ②法令に基づく場合
 - ③前記❶に記載する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が事務を委託している当社グループ会社、外部の情報処理業者、嘱託医、生命保険面接士、募集代理店、契約確認会社等の事務委託先へ提供する場合(外国にある事務委託先へ提供する場合を含む)。
- ※ただし、個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

4 お問い合わせ窓口

- 当社では、お客様の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人データの開示、訂正、利用停止等のご請求、その他個人情報に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

8 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」について

1 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社(T&Dフィナンシャル生命)が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、「お客様サービスセンター」にお問い合わせください。

登録事項

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

- その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

1.お知らせとお願い

2 「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社(T&Dフィナンシャル生命)が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、「お客様サービスセンター」にお問合せください。

相互照会事項

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

9 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10 債権者等による解約について

1 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 死亡保険金受取人、リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人、リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 死亡保険金受取人、リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行なうこと)

2

この保険の特徴と仕組み

- 1 概要
- 2 死亡保障について
- 3 責任開始期に関する特約について
- 4 年金支払移行特約(I型)について
- 5 新遺族年金支払特約について
- 6 リビング・ニーズ特約について
- 7 指定代理請求特約について
- 8 特別条件特約について

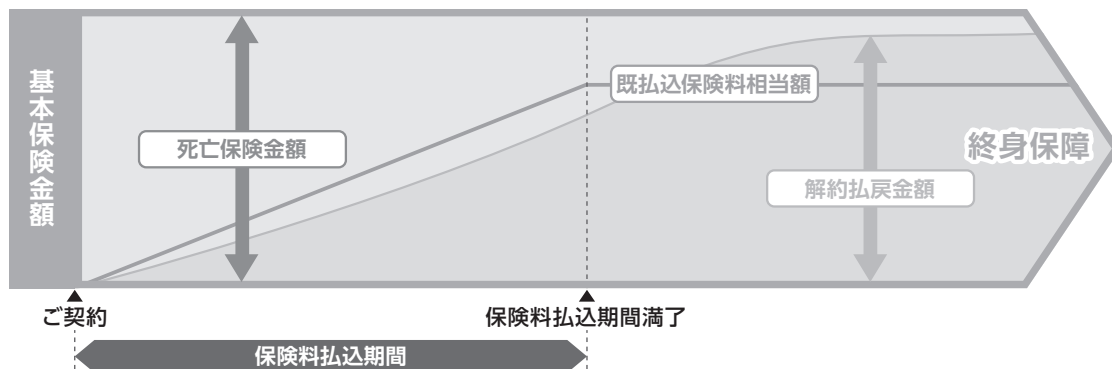
2.この保険の特徴と仕組み

1 概要

基本プラン(保険契約の型:B型)

仕組図(イメージ)

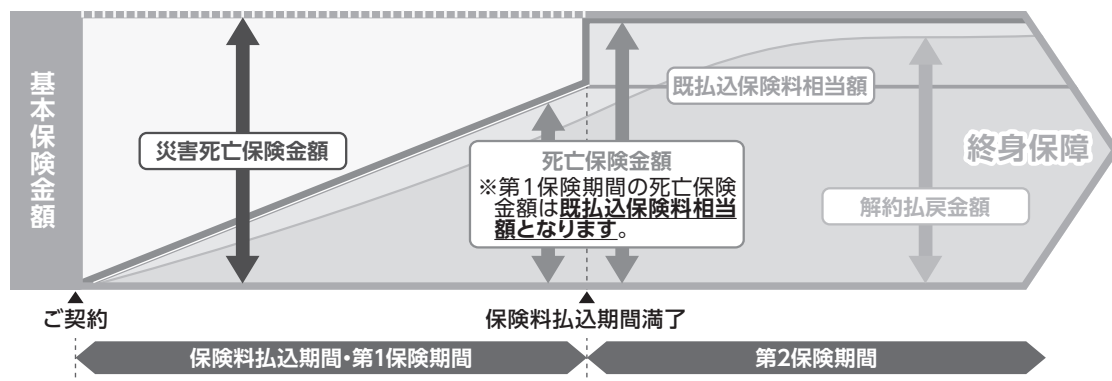
仕組図(イメージ)はこの保険の特徴をご理解いただくためのイメージです。
保険料、死亡保険金額、解約払戻金額等はご契約の内容によって異なります。



簡単プラン(保険契約の型:D型)

仕組図(イメージ)

仕組図(イメージ)はこの保険の特徴をご理解いただくためのイメージです。
保険料、死亡保険金額、解約払戻金額等はご契約の内容によって異なります。



ご契約時にプラン(保険契約の型)を選択いただきます

- ご契約時に基本プラン(保険契約の型:B型)、簡単プラン(保険契約の型:D型)のいずれかのプラン(保険契約の型)を選択いただきます。



ご契約後、プラン(保険契約の型)を変更することはできません。

被保険者がお亡くなりになった場合、保険金等をお支払いします。

●基本プラン(保険契約の型:B型)

- ・死亡保険金額はご指定いただいた基本保険金額と同額となります。

●簡単プラン(保険契約の型:D型)

- ・死亡保険金額はご指定いただいた基本保険金額を基につぎのとおりとなります
第1保険期間…既払込保険料相当額
第2保険期間…基本保険金額と同額
- ・災害死亡保険金額はご指定いただいた基本保険金額と同額となります。

※被保険者の年齢、保険料払込期間によっては一定期間経過後、払込保険料累計額が死亡保険金額を上回る場合がありますので、ご注意ください。

参 照

死亡保障について、
くわしくはしおり18
をご覧ください。

保険料の高額割引制度について

- 基本保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されるため、保険料の負担が軽くなります。

2 死亡保障について

●基本プラン(保険契約の型:B型)

名称	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額

●簡単プラン(保険契約の型:D型)

名称	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	【第1保険期間中】 既払込保険料相当額＝ 基本保険金額に対応する月払保険料 ^{*1} ×経過 月数 ^{*2} 【第2保険期間中】 基本保険金額
災害死亡保険金	被保険者が、第1保険期間中に、不慮の事故 ^{*3} または所定の感染症 ^{*4} により死亡されたとき	基本保険金額

*1 月払保険料とは、普通保険料率を適用した場合の保険料とします。

*2 経過月数とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。

*3 対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表3「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

*4 対象となる所定の感染症については、普通保険約款別表4「対象となる所定の感染症」をご覧ください。



死亡保険金と災害死亡保険金は重複してお受取りいただくことができません。また、お支払事由に該当し死亡保険金、災害死亡保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅します。

参 照

保険金等をお支払いできない場合について、くわしくはしおり47をご覧ください。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお問い合わせ

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

保険金等をお支払いできない場合

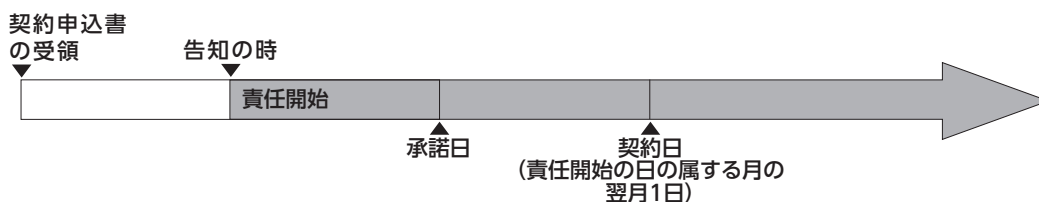
その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

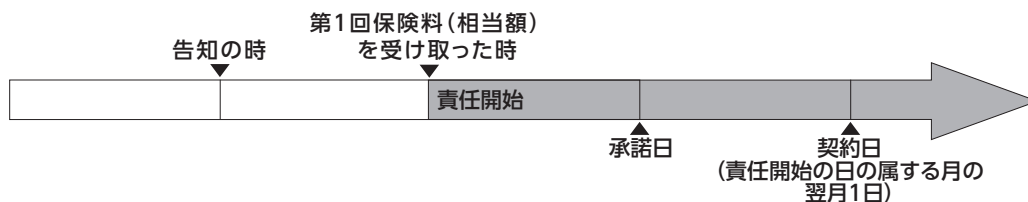
3 責任開始期に関する特約について

- 責任開始期に関する特約とは第1回保険料のお払込をこの保険の責任開始期の要件とせず、当社がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、契約申込書の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始することができる特約です。
- この特約はご契約の際に付加することができます。
- 第1回保険料の払込期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込期間は責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとなります。
- 第1回保険料の払込猶予期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込猶予期間は第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日までとなります。
- 第1回保険料のお払込がない場合
この特約を付加したご契約の第1回保険料について、第1回保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がない場合、ご契約は無効となります。なお、第1回保険料のお払込がなく、ご契約が無効となった場合、ご契約の再申込はお取り扱いしない場合があります。
- 保険金等のお支払の際の保険料精算
 - 第1回保険料の払込前に保険金等のお支払事由が発生した場合
第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金等のお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金等から差し引きます。ただし、2回目以降の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料とあわせて保険金等から差し引きます。なお、保険金等の額が第1回保険料の金額より少ないときは、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料をお払込みいただきます。

月払で責任開始期に関する特約を付加し契約申込書の受領後、告知があった場合



～ご参考～月払で責任開始期に関する特約を付加せず、告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱を選択されている場合、この特約を同時に付加することはできません。



ご契約時に保険料の前納をされた場合、この特約を付加することはできません。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

保険料のお払込について、くわしくはしおり33をご覧ください。

参照

第1回保険料払込後の保険金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり37をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加しない場合の責任開始期について、くわしくはしおり31をご覧ください。

備考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

4 年金支払移行特約(I型)について

1 年金支払移行特約(I型)の概要

- 年金支払移行特約(I型)とは、主契約の全部について将来の保険金等に代えて、解約払戻金の全部を財源として年金支払に移行することができる特約です。
- この特約を付加した場合の年金原資は、特約を付加した日の前日の解約払戻金額となります。
- この特約は被保険者の同意を得たうえで、ご契約者からお申出があり、ご契約日からこの特約を付加される日の前日までの期間が1年以上ある場合に付加することができます(被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります)。なお、特約を付加される日の前日の解約払戻金額および特約を付加される日における基礎率等(予定利率等)に基づき計算された年金額が10万円に満たない場合はこの特約を付加することはできません。
- この特約を付加した日は、完備された請求書類が当社の本社に到着した日の翌日となります。また、特約を付加した日が年金支払開始日となります(第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします)。
- 年金種類はつぎのいずれかよりご選択いただけます。
 - ①確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)
 - ②保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)

2 年金支払移行特約(I型)における年金のお支払

年金種類	お支払事由	お支払金額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*1}	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	特約年金受取人 (特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人 ^{*2})
保証期間付終身年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*3}	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	特約年金受取人 (特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人 ^{*2})

- *1 特約年金受取人(特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人)は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。
- *2 特約後継年金受取人は、特約年金受取人が死亡した場合に、引き続きその年金を受け取る権利を承継する人のことをいいます。
- *3 特約年金受取人(特約年金受取人が被保険者と同一人の場合は特約後継年金受取人)は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は保証期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、保証期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。

2.この保険の特徴と仕組み

年金の分割支払

- 特約年金受取人のご要望により、年金額を等分(2分割、4分割、6分割および12分割)してお受けいただけます。
 - 年金額を等分してお支払いするときは、当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。
 - 6分割の場合は、年金支払日およびその2か月単位の応当日がお支払日となりますが、当社の定める利率による利息をつけて1か月間据え置くこともできます。
 - 等分してお支払いする金額が10万円に満たない場合、年金の分割支払のお取扱はできません。
 - 被保険者が死亡された場合で、かつ、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分について、つぎのいずれかの受取方法をご指定いただけます。
 - ・引き続き分割して受け取る方法
 - ・一括して受け取る方法
 - 年金の一括支払をご請求される場合で、その請求日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分についても、一括でお支払いします。
 - 年1回のお支払方法への変更および分割支払方法の変更ができます。ただし、変更後のお支払方法は翌保険年度より適用されます。

年金の一括支払

- 特約年金受取人のご要望により、年金でのお支払に代えて一括支払をお取り扱いします。
 - 確定年金の場合
 - ・年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
 - ・年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。
 - 保証期間付終身年金の場合
 - ・年金支払開始日以後、保証期間中にかぎり保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
 - ・保証期間経過後の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金を継続してお支払いします。
 - ・年金を一括支払した後、保証期間中に被保険者が死亡されたときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。

Ⅲ 年金支払移行特約(I型)における年金額

- 年金額は、特約を付加した日の前日の解約払戻金額および特約を付加した日における基礎率等(予定利率等)に基づき計算されます。
- 年金額はこの特約および当社所定の保険種類・特約の年金額とを通算して、同一の被保険者について3,000万円を上限とします。
- なお、年金額が3,000万円を超える場合は3,000万円から当社所定の保険種類・特約の年金額を差し引いた金額をこの特約の年金額とし、この特約を付加した日の前日における解約払戻金額からこの特約の年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた差額を、第1回目の年金とあわせて一時に特約年金受取人にお支払いします。
- 毎年の年金のお支払にあたっては、年金の支払管理等に必要な費用として年金管理費をご負担いただきます。

備考

年金の分割支払にかかわる、最新の当社の定める利率については、当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。



主契約が払済保険、延長保険へ変更されている場合、この特約を付加することはできません。

5 新遺族年金支払特約について

1 新遺族年金支払特約の概要

- 新遺族年金支払特約とは、保険金等の全部または一部を一時金に代えて確定年金で受け取ることができる特約です。
- この特約はつぎの場合に付加することができます。
 - この保険のお申込から、この保険の保険金等のお支払事由の発生前に、ご契約者からお申出があった場合
 - この保険の保険金等のお支払事由の発生後に、死亡保険金受取人からお申出があった場合
- この特約を付加した場合は、年金基金を設定し、当社の取扱範囲内で、保険金等の全部または一部を年金基金として充当します。なお、年金基金設定日は、この特約を付加した時期により、つぎのとおりとなります。

特約を付加した時期	年金基金設定日
保険金等のお支払事由の発生前	保険金等のお支払事由が発生した日
保険金等のお支払事由の発生後	この特約を付加した日

- 年金基金設定日からその日を含めて1年を経過した日が年金支払開始日となります(2回目以後の年金支払日は年金支払開始日の1年ごとの応当日とします)。
- 年金種類は確定年金になり、年金支払期間はこの特約を付加する際に(5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)の中からご選択いただきます。なお、年金支払期間変更の請求権者は、変更する時期により、つぎのとおりとなります。

年金支払期間を変更する時期	請求権者
保険金等のお支払事由の発生前	ご契約者
年金基金設定日以後年金支払開始日前まで	遺族年金受取人*

*遺族年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人のことをいいます。なお、年金基金が設定されたときは、年金証書を遺族年金受取人に交付します。

- ご契約者は、保険金等のお支払事由発生前であれば、この特約を解約することができます。

備考

保険金等の受取人が2人以上いる場合は、それぞれの受取人について、個別に新遺族年金支払特約を付加するものとします。

2.この保険の特徴と仕組み

2 新遺族年金支払特約における年金のお支払

名 称	お 支 払 事 由	お 支 払 金 額	受 取 人
確定年金	遺族年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき ^{*1,2}	年金額	遺族年金受取人
死亡一時金	遺族年金受取人が年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡されたとき ^{*3}	遺族年金受取人が死亡された日の年金基金の価額	死亡一時金受取人 (遺族年金受取人が死亡した場合に権利を承継する人)
	遺族年金受取人が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき ^{*3}	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

*1 遺族年金受取人は、年金支払開始日以後、まだ年金支払日の到来していない年金支払期間中の年金を一括して請求することもできます。この場合のお支払金額は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額となります。なお、年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。

*2 遺族年金受取人は、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、この特約を解約することができます。この場合のお支払金額は、解約時の年金基金の価額となります。

*3 死亡一時金受取人は、一括支払に代えて年金での継続支払を請求することもできます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、当社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続してお支払いします。

●年金の分割支払のお取扱はしておりません。

3 新遺族年金支払特約における年金額

●年金額は、当社の取扱範囲内で、年金基金設定日における年金基金の価額および基礎率等（予定利率等）に基づき計算されます。なお、年金額が10万円に満たない場合は、年金でのお支払は行ないません。

●毎年の年金のお支払にあたっては、年金の支払管理等に必要な費用として年金管理費をご負担いただきます。

6 リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ特約とは被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、被保険者からのご請求により、主契約の死亡保険金額の全部または一部をリビング・ニーズ特約の特約保険金として被保険者にお支払いする特約です。
- 特約保険金額は請求保険金額(被保険者が指定した金額)から、請求保険金額に対する6か月分の利息と保険料に相当する金額を差し引いた金額となります。
 - 請求保険金額は特約保険金の請求時に主契約の死亡保険金額のうち当社の定める限度額の範囲内で指定していただきます。
 - この特約による請求保険金額は当社の他のご契約と通算して、同一の被保険者について3,000万円を限度とします。
 - 請求保険金額が主契約の死亡保険金額の一部の場合、主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合と同じ比率で、基本保険金額が減額されたものとします。また、継続される主契約部分については、引き続き保険料のお払込が必要となります。
- この特約による特約保険金のお支払は、1契約について1回を限度とします(特約保険金をお支払いした後、この特約は消滅します)。
- この特約による特約保険金をご請求される場合は、担当医師による当社所定の診断書などが必要となります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認のため当社指定の医師の診断を受けていただくことや、被保険者の担当医師に確認を求めることがあります。
- 被保険者が、この特約の特約保険金を請求できない特別な事情があるとき(被保険者が自らの病名を知らない場合など)は、その代理人として指定代理請求人が、特約保険金をご請求することができます。
 - 指定代理請求人について
 - ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定または変更することができます。
 - ・指定代理請求人として指定していただける範囲は、つぎのとおりです。
 - ①請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 指定代理請求特約が付加された場合、この特約の指定代理請求制度に関する規定は適用されません。

備考

「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6か月以内であることを意味します。

備考

請求保険金額のお取扱には制限があります。

参照

指定代理請求特約について、くわしくはしおり26をご覧ください。



簡単プラン(保険契約の型:D型)の場合で、この特約の特約保険金の請求日が第1保険期間中であるときは、主契約の死亡保険金額は請求保険金額の対象となりません。



特約保険金をお支払いした場合、主契約が消滅した場合、主契約が延長保険に変更された場合、主契約に質権が設定された場合、この特約は消滅します。

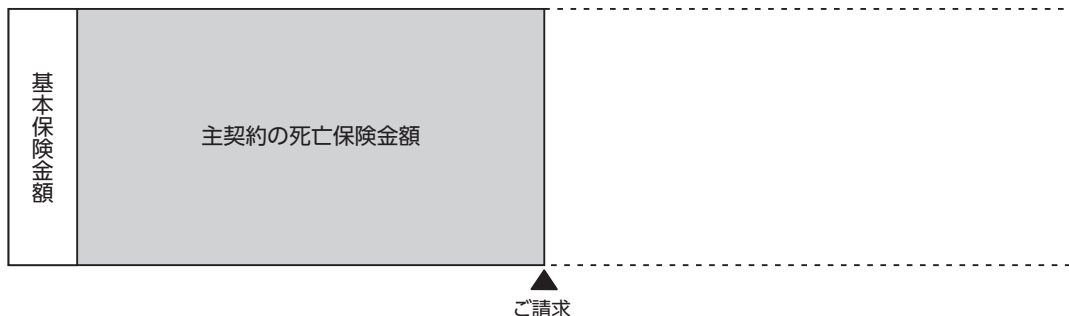


特約保険金を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後重複して、特約保険金の請求があってもお支払いしません。

2.この保険の特徴と仕組み

仕組図（イメージ）：特約保険金をお支払いした後のご契約について
（請求保険金額が主契約の死亡保険金額の全部の場合）

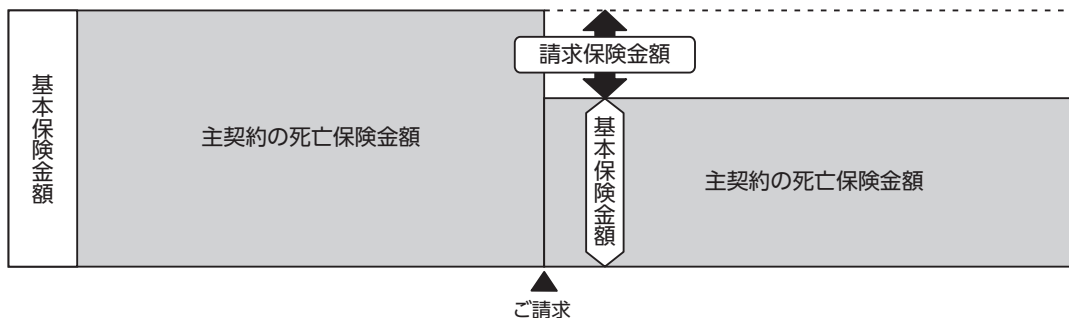
主契約の死亡保険金額の全部をお支払いしたときは、ご契約は請求日にさかのぼって消滅します。



※簡単プラン（保険契約の型：D型）の場合は、第2保険期間中の仕組図（イメージ）となります。

仕組図（イメージ）：特約保険金をお支払いした後のご契約について
（請求保険金額が主契約の死亡保険金額の一部の場合）

主契約の死亡保険金額の一部をお支払いしたときは、請求日にさかのぼって請求保険金額に対応する基本保険金額が減額されます。



※簡単プラン（保険契約の型：D型）の場合は、第2保険期間中の仕組図（イメージ）となります。

7 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは保険金等の受取人である被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる特約です。
- ご契約時にこの特約の対象となる保険金等はつぎのとおりとなります。

リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」について
「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ①傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
- ②傷病名(当社が認めるものに限りです。)の告知を受けていない場合
- ③その他①および②に準じた状態である場合

- 指定代理請求人について

指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方(1名のみ)となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥死亡保険金(死亡給付金その他被保険者死亡の際にお支払いされる給付金を含む)の受取人
- ⑦その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。
- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
- 指定(変更)時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。
- 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等*が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

<つぎのいずれかに該当する場合>

1. 指定代理請求人が指定されていない場合
2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

*つぎに定める方が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

ア. 戸籍上の配偶者

イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合などには保険金等の受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族

ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合などには保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

- 故意に保険金等の受取人である被保険者を保険金等の請求ができない「特別な事情」に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。
- 当社がこの特約に基づき、保険金等をお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした保険金等をご請求いただいても、重複してお支払いしません。

備考

ご契約後、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約に付加することもできます。

備考

年金はご請求の際に一括での受取をお選びいただくこともできます。

備考

保険金等は指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。口座振込には、指定代理人請求人の住民票等の公的書面、当社所定の書面の提出が必要です。

2.この保険の特徴と仕組み

- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。
- この特約を付加された場合には、リビング・ニーズ特約の指定代理請求制度に関する規定は適用されません。

8 特別条件特約について

- 特別条件特約とは、被保険者の健康状態等によって、特別な条件を付けてご契約をお引受けする場合に付加される特約のことをいいます。
- 特別な条件には「保険料の割増(特別保険料を払い込む方法)」や「保険金の削減(保険金額を削減する方法)」があります。
- 特別条件特約を付加する場合、当社よりその条件を提示しますので、特別条件特約条項をご確認のうえ、当社より提示した条件をご承諾いただければ、ご契約をお引受けします。



簡単プラン(保険契約の型:D型)はこの特約を付加することができません。



特別条件特約が付加された場合、内容変更の一部のお取扱ができなくなります。

○延長保険への変更

○保険金額の削減期間中の払済保険への変更

3

ご契約にあたって

- 1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について
- 2 ご契約の申込書の記入について
- 3 告知義務について
- 4 責任開始期と契約日について
- 5 保険証券のご確認について

3.ご契約にあたって

1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たにご契約のお申込をされる場合について

- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となることがあります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 新たにお申込のご契約について、被保険者の健康状態や職業等によりお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元のご契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
 - 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

2 ご契約の申込書の記入について

- 申込書は、ご契約者および被保険者がご自身で正確にご記入ください。また、ご記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

3 告知義務について

●告知の重要性

ご契約者や被保険者には、被保険者の現在の健康状態や職業等について告知をしていたく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態や職業等について告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。なお、告知書には、被保険者ご自身でご記入ください。当社は、この内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。また、T&Dフィナンシャル生命が指定した医師による診査扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

●告知受領権

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●契約確認・保険金確認

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

●ご契約の引受について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることがあります。また、傷病の内容によっては特別な条件をつけずにご契約をお引受けすることがあります。

●正しく告知されない場合のデメリット

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

○責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

○ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります)。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる責任開始の日(復活の場合は、復活日)から2年経過後にも当社はご契約を取り消すことがあります。
- ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様はつぎの事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●その他、告知に関する疑問、告知いただいた内容のご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 告知専用フリーダイヤル

☎ 0120-115-471

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

参 照

特別な条件について、くわしくはしおり27をご覧ください。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお願い

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

保険金等をお支払いできない場合

その他情報

3.ご契約にあたって

4 責任開始期と契約日について

●責任開始期

当社は、ご契約のお申込を承諾した場合、第1回保険料(相当額)を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)からご契約上の責任を開始します。

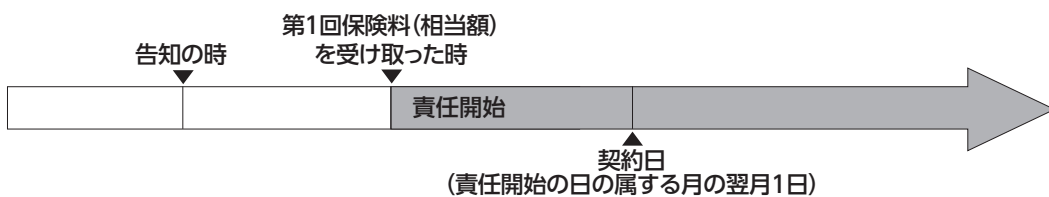
●契約日

保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

○月払…当社の責任開始の日の属する月の翌月1日(契約始期指定(契約日特例の不適用)の取扱を選択されている場合は当社の責任開始の日)

○年払…当社の責任開始の日

月払で被保険者に関する告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



年払で被保険者に関する告知前に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



ご参考 契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱について

- 保険料払込方法(回数)が月払で保険料払込方法(経路)が口座振替またはクレジットカード扱の場合、約款で定められている契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申出があり、当社が承諾をした場合、責任開始の日を契約日とすることができます。
- 契約始期指定(契約日特例の不適用)はつぎの条件を満たす場合にお取扱いただけます。
 - ・保険料払込方法(回数)が月払であること
 - ・被保険者が責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月1日までに誕生日を迎えることにより契約年齢が上がること
- 責任開始期に関する特約を付加する場合、このお取扱はできません。

5 保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りします。お届けしました保険証券に記載していることがらが、お申込の際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。もし、内容に相違がございましたら、お手数でも、すぐに同封の「ご確認封書」をお送りいただくか、「お客様サービスセンター」にご連絡いただきますようお願いいたします。

- 「保険証券」は、ご契約上のお手続きに欠かせないものです。大切に保存してください。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の責任開始期について、くわしくはしおり19をご覧ください。

備 考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

4

保険料について

- 1 保険料のお払込について
- 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
- 3 ご契約の復活について
- 4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について
- 5 保険金等のお支払の際の保険料精算について

4.保険料について

1 保険料のお払込について

1 第1回保険料(相当額)のお払込について

- この保険は、第1回保険料(相当額)の払込方法を「当社が指定する金融機関の口座へのお振込」に限定しており、生命保険募集人による保険料の受領はお取り扱いしておりません。また、領収証の発行は省略させていただきます。

2 保険料のお払込方法(回数)について

- 保険料のお払込方法(回数)はつぎのとおりです。
 - 月払…毎月1回お払込みいただく方法です。
 - 年払…年1回お払込みいただく方法です。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(回数)を変更することができます。

3 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)について

- 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)はつぎのとおりです。
 - 口座振替扱
当社が保険料口座振替を取扱可能な金融機関のご契約者の口座から保険料が自動的に振り替えられます。
 - クレジットカード扱
当社が保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等に基づき、当社の定める範囲内でクレジットカードにより保険料をお払込みいただくことができます。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(経路)を変更することができます。

4 2回目以降の保険料の払込期月について

- 2回目以降の保険料の払込期月は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - 年払…年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

5 保険料が充当される期間(保険料期間)について

- 保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
 - 年払…年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

【保険料の前納について】

- 将来の保険料の全部を前もってお払込みいただく方法です。
 - 前納いただく保険料は当社の定める利率で割引がかかります。
 - 保険料の前納は年払契約のみのお取扱いとなり、前納保険料は当社の定める利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - ご契約が消滅した場合、保険金のお支払事由が生じた場合で、前納保険料に残額があるときは、ご契約者(保険金等の支払の際は、その受取人)にお支払いします。



責任開始期に関する特約を付加する場合、ご契約の際の保険料払込期間すべての保険料の前納はお取り扱いできません。



保険料払込期間が終身払込の場合、保険料の前納はお取り扱いできません。また、その他の保険料払込期間についても、一部または全部について保険料の前納を取り扱わない場合があります。

備考

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込方法(経路)はご契約時に選択いただいた口座振替またはクレジットカード扱のいずれかとなります。

備考

口座振替扱、クレジットカード扱のお取扱いについて、くわしくは各取扱いの申込書とともにお渡しするご案内をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込期間について、くわしくはしおり19をご覧ください。

備考

保険料の前納に係る、最新の当社の定める利率については、当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

6 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

●保険料のお払込方法(回数)が年払のご契約の場合、保険料のお払込が不要となったときのお取扱はつぎのとおりです。

○保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅、保険金等のお支払事由発生、ご契約の解約や減額等により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの金額をお支払いします。

＜お支払いする金額＞

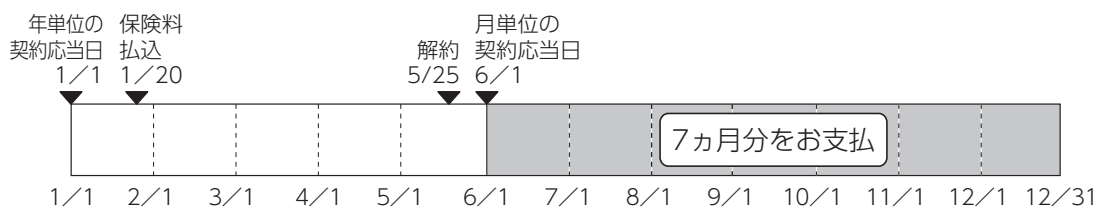
すでに払い込まれた保険料(保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります)のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数に応じた保険料相当額

【年払のご契約を解約した場合】

＜ご契約例＞契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7ヵ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料のお払込が不要となった場合のお取扱はありません。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

1 2回目以降の保険料の払込猶予期間について

●2回目以降の保険料の払込猶予期間は保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

○月払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

○年払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

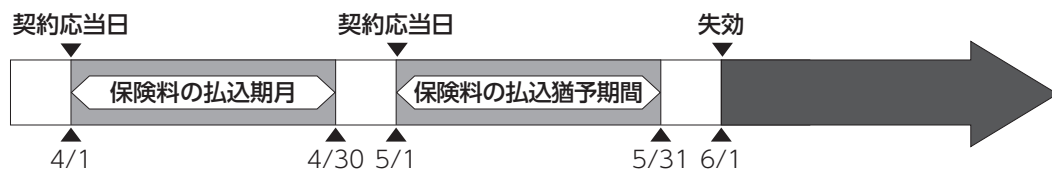
- ・翌々月の月単位の契約応当日がない場合は、その月の末日まで
- ・2回目以降の保険料の払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込猶予期間について、くわしくはしおり19をご覧ください。

4.保険料について

例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(月払の場合)



例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(年払の場合)



2 ご契約の失効について

- 2回目以降の保険料について、保険料のお払込がないまま保険料の払込猶予期間を過ぎますと、ご契約は保険料の払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。これを失効といいます。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度はありません。

3 ご契約の復活について

- 2回目以降の保険料のお払込がないまま、ご契約の効力を失ったご契約でも、失効をした日からその日を含めて3年以内であれば、当社の定める範囲内でご契約の復活を請求いただくことができます。
- ご契約を復活する際には、あらためて告知または診査をしていただきます。現在または過去の健康状態等によっては、復活をお断りする場合があります。
- 当社が復活を承諾した場合、お払込がなかった保険料の払込期月の契約応当日から復活する日まで延滞した保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を開始します。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込がない場合について、くわしくはしおり19をご覧ください。

4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について

- 保険料のお払込が困難になられたときでも、つぎのような方法がありますので、ご契約を有効にお続けください。

	方 法	内 容
途中から保険料を支払わずにご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	○変更時の解約払戻金を一時払保険料に充当した、保険料払込済の終身保険に変更します。 ○変更後の基本保険金額は変更時の解約払戻金額(ご契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額)を基準として定めます。 ○変更後の死亡保険金額は変更後の基本保険金額と同額となります。 ○変更後の基本保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。
	延長保険への変更	○変更時の解約払戻金を一時払保険料に充当した、保険料払込済の定期保険(延長定期保険)に変更します。 ○変更後の保険期間は変更時の解約払戻金額を基準として定めます。 ○基本保険金額・死亡保険金額は変更されません。 ○つぎのいずれかに該当するときは、延長保険への変更を取り扱いません。 ①契約日からその日を含めて5年未満のご契約 ②ご契約者に対する貸付金があるご契約 ③変更後の保険期間が1年未満となるご契約 ④簡単プラン(保険契約の型:D型)で加入されたご契約
保険料の負担を軽くしたいとき	基本保険金額の減額	○基本保険金額を減額することで保険料払込金額を減らすことができます。 ○減額後の基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、基本保険金額の減額をお取扱いできません。 ○基本保険金額を減額した場合の減額部分は解約されたものとしてお取扱いします。

参 照

特別条件特約が適用されている場合の払済保険、延長保険への変更ができない場合について、くわしくはしおり27をご覧ください。

備 考

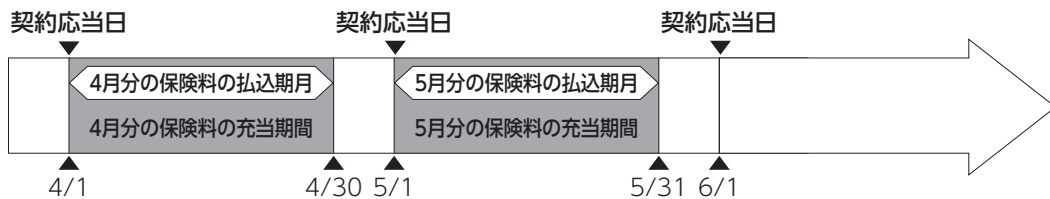
左記のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

4.保険料について

5 保険金等のお支払の際の保険料精算について

- 保険料は保険料の払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算され、保険料の払込期月の契約応当日からつぎの保険料の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。

例:保険料の払込期月と充当期間(月払の場合)



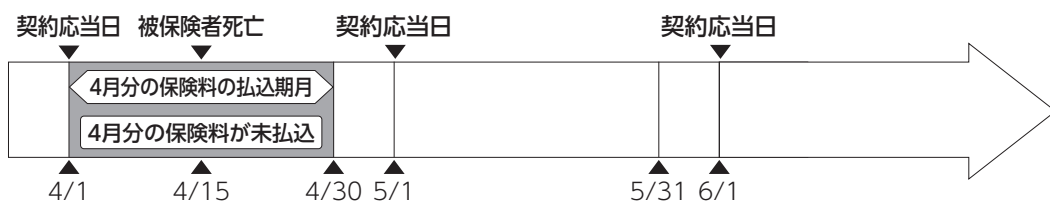
- したがって、保険金等のお支払事由が発生した日を含む期間に充当すべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱います。

○保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合

- ・保険金等のお支払事由が発生した場合

未払込保険料を保険金等から差し引きます。なお、保険金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお支払いいただきます。

例:保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)



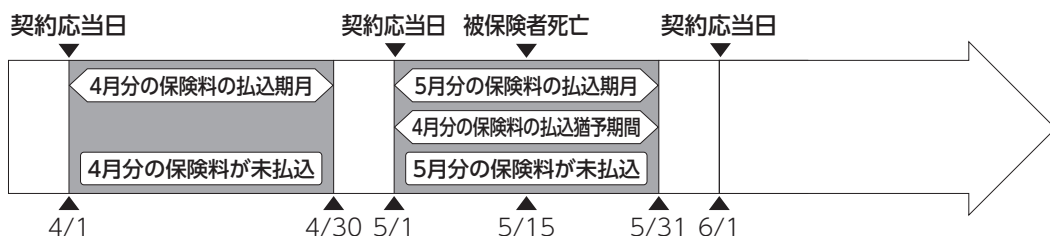
○保険金等の金額から4月分の保険料を差し引きます。

○保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合

- ・保険金等のお支払事由が発生した場合

2ヵ月分の未払込保険料を保険金等から差し引きます。なお、保険金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお支払いいただきます。

例:保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)



○保険金等の金額から4月分と5月分の保険料を差し引きます。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料払込前の保険金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり19をご覧ください。

5

ご契約後のお取扱について

- 1 ご契約後のお手続きにあたって
- 2 保障内容の見直しについて
- 3 契約者貸付について
- 4 死亡保険金受取人の変更について
- 5 死亡保険金受取人がお亡くなりになられた場合について
- 6 保険金等のご請求について
- 7 解約について
- 8 保険金等の請求権の時効について
- 9 ご請求書類一覧

5.ご契約後のお取扱について

1 ご契約後のお手続きにあたって

- ご契約後のお手続きについては、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

- ご契約後のお手続きの例

- | | |
|----------------------|---------------|
| ○死亡保険金の請求 | ○災害死亡保険金の請求 |
| ○リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求 | ○保険金等の指定代理請求 |
| ○解約の請求 | ○基本保険金額の減額の請求 |
| ○払済保険への変更の請求 | ○延長保険への変更の請求 |
| ○ご契約者に対する貸付の請求 | ○ご契約の復活の請求 |
| ○ご契約者の変更 | ○死亡保険金受取人の変更 |
| ○住所・電話番号の変更 | ○保険証券の再発行 |

ご契約後、氏名・住所・ご職業等について変更が生じた場合には、当社「お客様サービスセンター」までご連絡いただきますようお願いいたします。

2 保障内容の見直しについて

- 現在のご契約の保障内容を見直されたいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約
特徴	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
仕組み	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。
図解	追加契約 + 現在のご契約 → 現在のご契約
保険料	●新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。



上記の方法は現在のご契約内容により、当社所定の条件を満たすことが必要となります。くわしくは、「お客様サービスセンター」にご相談ください。



上記方法をご利用いただく場合、あらためて診査(または告知)が必要となります。健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。

3 契約者貸付について

- 一時的に資金がご入用のときは、ご契約者に対する貸付の制度をご利用いただけます。

- 貸付金額の範囲…解約払戻金額の一定の範囲内
- 利息…当社の定める利率で計算します。
- 返済方法…全額返済、一部返済が可能です。
- 精算…保険金や解約払戻金等のお支払いする金額から貸付の元利金を差し引き精算します。



契約者貸付の元利金が解約払戻金額をこえた場合、ご契約は失効することとなります。



延長保険に変更されている場合は、貸付の制度をご利用いただくことができません。

備考

契約者貸付にかかわる、最新の当社の定める利率については、当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

4 死亡保険金受取人の変更について

1 死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。

2 遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

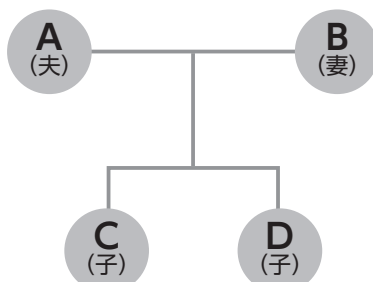


当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払いしません。

5 死亡保険金受取人がお亡くなりになられた場合について

- 保険金等のお支払事由が発生するまでに、死亡保険金受取人がお亡くなりになられた場合は、「お客様サービスセンター」にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 上記の場合、死亡保険金受取人がお亡くなりになられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、保険金等の受取割合は均等とします。



(例) ご契約者・被保険者……………Aさん
死亡保険金受取人……………Bさん

Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられないまま、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合、Aさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんに移行します。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

5.ご契約後のお取扱について

6 保険金等のご請求について

1 保険金等のご請求の流れ

保険金等のお支払事由に該当された場合はご連絡ください

- 保険金等のお支払事由に該当された場合は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。保険金等のお支払までの流れについてご案内したうえで、請求書をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書にご記入のうえ、保険証券等の請求書類とあわせてご提出ください。



お支払いできることが確定した後に保険金等をお支払いします

- 保険金等は、ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。



お支払の時期はご契約内容により異なります

●一時金でお支払いする場合

- 完備された請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定いただいた請求者ご本人名義の金融機関の口座にお支払いします。
- ただし、お支払の可否判断にあたって死亡保険金受取人・医療機関・捜査機関等に確認を行なったとき等、お支払までに日数がかかる場合があります。この場合、保険金等をお支払いできることが確定した後、お支払いします。

●年金でお支払いする場合(新遺族年金支払特約を付加した場合)

- 年金基金設定日の1年後の応当日に、第1回の年金をご指定いただいた請求者ご本人名義の金融機関の口座へお支払いします。以後、毎年、年金支払日(年金基金設定日の1年ごとの応当日)に年金をお支払いします。
- 年金基金設定日は、新遺族年金支払特約を付加した時期により異なります。

特約を付加した時期	年金基金設定日
保険金等のお支払事由の発生前	保険金等のお支払事由が発生した日
保険金等のお支払事由の発生後	特約を付加した日

参 照

保険金等のお支払にあたって確認・照会・調査が必要な場合について、くわしくはしおり42をご覧ください。

備 考

年金支払日が営業日でない場合、翌営業日のお支払となります。

2 保険金等のお支払期限について

- 保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金等をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 (1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (2) 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 (3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (4) ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (5) 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて、それぞれ (1) 60日 (2) 90日 (3) 120日 (4) 180日 (5) 90日 以内にお支払いします。

* 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※ 保険金等をお支払いするための上記①②の確認等を行なう場合、当社は保険金等のご請求者に通知します。

※ 保険金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

5.ご契約後のお取扱について

7 解約について

長期継続のお勧め

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、その保険の持つ効力はすべて失われます。ご契約いただいたこの保険は、ご自身やご家族の生活保障等にお役に立つ大切な財産ですから、ぜひとも末永くご継続ください。

ご契約を解約されると、多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。

- 生命保険ではお払込みいただいた保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金等のお支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定められた金額が解約の際に払い戻されます。
- したがって、特に、ご契約後しばらくの間は、保険料の大部分が保険金等のお支払や、販売、診査、保険証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なります。

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。
- やむをえずご契約を解約される場合は、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。解約のご請求についてご案内のうえ、請求書類をお送りします。
- 効力を失ったご契約についても、解約払戻金をお支払できる場合があります。

8 保険金等の請求権の時効について

- 保険金等のご請求は、そのご請求ができるようになった時から3年を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

9 ご請求書類一覧

●保険金等のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書 類	医 師 の 死 亡 証 明 書	会 社 所 定 の 様 式 に よ る 証 書 の 写 し (法 律 上 有 効 な も の)	不 慮 の 証 事 故 の 証 書 あ る か	被 保 険 者 の 住 民 票	戸 籍 抄 本		印 鑑 証 明 書			保 険 証 券	遺 言 書 の 写 し (法 律 上 有 効 な も の)	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
						受 取 人	相 続 人	ご 契 約 者	受 取 人	相 続 人			
災害死亡保険金	請求書	○	○	○ ^{*1}	○				○		○		
死亡保険金	請求書	○		○ ^{*1}	○				○		○		
ご契約の復活 ^{*2}	請求書												
解約	請求書							○			○		
保険金の受取人による ご契約の存続	通知書					○			○				○
契約内容の変更 基本保険金額の減額 払済保険への変更 延長保険への変更	請求書							○			○		
ご契約者に対する貸付	請求書							○			○		
ご契約者の変更 ^{*3}	請求書							○ ^{*4}			○		
会社への通知による保険 金受取人の変更	請求書							○			○		
遺言による保険金受取人 の変更	請求書						○			○	○	○	

- *1 住民票で事実の確認ができない場合は、被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。
- *2 告知または診査が必要となります。現在または過去の健康状態等によっては、復活をお断りする場合があります。
- *3 ご契約者の死亡による変更については、旧ご契約者の印鑑証明書に代えて、つぎの書類が必要になります。
①旧ご契約者の除籍謄本 ②相続人の戸籍抄本 ③相続人の印鑑証明書
- *4 旧ご契約者の印鑑証明書が必要になります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

保険金等を
お支払いできない場合

その他情報

5.ご契約後のお取扱について

●リビング・ニーズ特約のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書類	会 社 医 生 の 診 断 書	住 民 票		戸 籍 抄 本	戸 籍 謄 本		印 鑑 証 明 書		保 險 証 券	債権者等にお支払いすべき金額をお支払いしたことを証する書類	健康保険被保険者証の写し	
			被 保 険 者	受 取 人		被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人	ご 契 約 者	受 取 人			被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人
特約保険金の請求	請求書	○	○		○				○	○			
特約保険金の指定代理請求	請求書	○		○		○	○		○	○		○*	○*
特約の解約	請求書									○			
特約保険金の受取人によるご契約の存続	通知書				○				○		○		
指定代理請求人の変更指定	請求書							○		○			

* 被保険者または指定代理請求人いずれかの健康保険被保険者証の写しが必要となります。

●指定代理請求特約のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書類	関 保 険 金 等 の 必 要 請 求 書 類	住 民 票	戸 籍 抄 本		印 鑑 証 明 書		保 險 証 券	年 金 証 書	健康保険被保険者証の写し	
				被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人	ご 契 約 者	指 定 代 理 請 求 人			被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人
保険金等の指定代理請求		○	○	○	○		○			○*1	○*1
指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	請求書					○		○*2	○*2		
特約の解約	請求書							○*2	○*2		

*1 被保険者または指定代理請求人いずれかの健康保険被保険者証の写しが必要となります。

*2 保険証券または年金証書のいずれかが必要となります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約のご請求に必要な書類については、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

6

保険金等をお支払いできない場合

6. 保険金等をお支払いできない場合

① お支払事由に該当しない場合

- 保険金等は、普通保険約款および特約条項に定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、お支払事由に該当しない場合は保険金等のお支払はしません。

② 免責事由に該当した場合

- 保険金等のお支払事由に該当しても、普通保険約款および特約条項に定めるとおり、免責事由に該当した場合、保険金等をお支払いしません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

	免責事由(保険金等をお支払いしない場合)
災害死亡保険金	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ^{*2} 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ^{*3}
死亡保険金	1. 責任開始期の日(復活の場合は復活日)からその日を含めて2年以内の自殺 ^{*1} 2. ご契約者の故意 3. 死亡保険金受取人の故意 ^{*2} 4. 戦争その他の変乱 ^{*3}
リビング・ニーズ特約の特約保険金	1. ご契約者の故意 2. 被保険者の故意 3. この特約で定める指定代理請求人の故意 4. 被保険者の犯罪行為 5. 戦争その他の変乱 ^{*3}

*1 精神疾患等による自殺について死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問合せください。

*2 被保険者を死亡させた受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人にお支払いすべき金額を差し引いた残額を他の受取人にお支払いします。

*3 該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、保険金等を全額または削減してお支払いすることがあります。

③ 詐欺によるご契約の取消しの場合

- ご契約の締結または復活に際してご契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺行為があった場合は、当社はそのご契約を取り消し、保険金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

④ 不法取得目的による無効の場合

- ご契約の締結または復活の状況、ご契約成立後の保険金等の請求状況等から判断して、ご契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活されたものと認められる場合、そのご契約を無効とし、保険金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

5 重大事由によりご契約が解除された場合

●つぎのような重大事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、保険金等をお支払いする事由が発生していてもお支払いしません。この場合、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき。
- ②ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、このご契約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき。
- ③このご契約の保険金等のご請求に関し、ご契約者または保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき。
- ④ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。
- ⑤他のご契約が重大事由によって解除された場合や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険会社との間で締結したご契約等が重大事由により解除された場合等、当社のご契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の継続を困難とする上記①から④と同等の事由があるとき。

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※上記に定める事由が生じた以後に、保険金等のお支払事由が生じたときは、当社は保険金等をお支払いしません（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

6 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

○「保険金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります。

○責任開始の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

6. 保険金等をお支払いできない場合

(ご参考) 保険金等のお支払事例

- 保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、具体的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係によっても取扱に違いが生じることがあります。

事例1 被保険者が自殺された事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
被保険者が責任開始の日から3年後に自殺されたとき	被保険者が責任開始の日から1年後に自殺されたとき

解説

○ご契約により、死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、死亡保険金はお支払いできません。

被保険者が責任開始の日から1年後に自殺された場合、死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)の「責任開始の日を含めて2年以内の自殺」に該当するため、お支払いできませんが、被保険者が責任開始の日から3年後に自殺された場合は、死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)には該当しないため、死亡保険金をお支払いします。

事例2 告知義務違反をしていた事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご契約(基本プラン:B型)加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃癌(いがん)」で死亡されたとき	ご契約(基本プラン:B型)加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝癌(がん)」で死亡されたとき

解説

○ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお支払いします。

参 照

告知義務について、くわしくはしおり29をご覧ください。

7

その他情報

- 1 税金について
- 2 ご契約者への情報提供とサービスについて
- 3 管轄裁判所について

7.その他情報

1 税金について

1 生命保険料控除

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

●種類

○生命保険料控除には、一般の生命保険料控除・介護医療保険の保険料にかかる控除・個人年金保険の保険料にかかる控除の3つがあります。適用される生命保険料控除は、法令等に基づいた当社所定の判定により分類します。この保険の場合、一般の生命保険料控除のみの適用となります。

●一般の生命保険料控除の対象

○納税者が保険料をお支払いし、保険金・給付金等の受取人が納税者本人または配偶者もしくはその他の親族となっているご契約で、生存又は死亡に基因して一定額の保険金・給付金等をお支払いすることを約する部分にかかる保険料(その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額)が一般の生命保険料控除の対象となります。

●一般の生命保険料控除額

○所得税の生命保険料控除額(所得税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

○住民税の生命保険料控除額(住民税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

●生命保険料控除証明書

○月払

10月下旬に発送します。

○年払

1月から9月までに保険料をお払込済のご契約については10月下旬に発送します。それ以降は保険料を払込まれた月の翌月下旬に発送します。

※9月以降にご契約をお申込みいただいた場合、ご契約初年度の「生命保険料控除証明書」は、ご契約のお引受後に順次発送します。

●生命保険料控除を受けるためには年末調整または確定申告のいずれかのお手続きが必要となります。

2 (災害)死亡保険金

●ご契約の形態により、課税のお取扱はつぎのように異なります。

契約例			課税のお取扱
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子供	贈与税

3 リビング・ニーズ特約の特約保険金

●被保険者が受取人(その配偶者、直系血族、生計を一にする親族を含みます)の場合、非課税となります。

4 解約払戻金

●解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)に対して所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

税務のお取扱についての記載は2020年1月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

7.その他情報

2 ご契約者への情報提供とサービスについて

ご契約者の皆様に、ご契約内容についてつぎのような方法でお知らせします。

1 郵送による情報提供とサービス

●ご契約内容に関するお知らせ(年1回)

ご契約内容・保障内容等を、毎年の契約応当日以降に、書面にてお知らせします。

2 電話による情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

サービス内容

●ご契約内容の変更等の受付

住所変更や生命保険料控除証明書再発行のほか、その他各種お手続きを受け付けております。

●死亡保険金のご請求受付

死亡保険金のご請求を受け付けております。

●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付

ご自身のご契約内容に関するご質問等を受け付けております。

●郵送・インターネット・電話によるサービスに関するご質問、お問合せの受付

ご契約者へのサービスに関するご質問等を受け付けております。

3 インターネットによる情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命ホームページ

URL : <https://www.tdf-life.co.jp>

【T&Dフィナンシャル生命「インターネットサービス」】(本冊子作成時現在)

●ご自身のご契約について、保障内容の状況の最新情報等をご覧いただけます。

サービス内容

●保障内容の状況照会

●住所変更や生命保険料控除証明書再発行の受付

●各種手続き書類の送付の受付

●ID番号に関するお手続き(ログインパスワード・Eメールアドレス・その他の変更手続き)

●T&Dクラブオフ

参 照

電話による情報提供とサービスの一覧について、しおり55をご覧ください。

参 照

インターネットによる情報提供とサービスの一覧について、しおり55をご覧ください。

参 照

T&Dクラブオフについて、くわしくはしおり56～57をご覧ください。

ご利用申込手続きの流れについて

- 当社保険商品をご契約いただくと、保険証券に「ID番号・パスワードのお知らせ」を同封して送付します。
- つぎの手順に沿ってログインパスワードを登録後、インターネットサービスをご利用ください。

① ホームページにアクセス

- <https://www.tdf-life.co.jp>へアクセス。
- ホームページトップ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



② 仮ログイン

- 「ID番号・パスワードのお知らせ」に記載の「ID番号」「仮ログインパスワード」を入力の上「ログイン」をクリック。
- 「インターネットサービス利用規定」に同意いただける場合は「利用規定に同意して次へ」をクリック。



③ Eメールアドレス登録

- 「個人情報のお取扱いに関する事項」について確認・同意いただき、ご登録いただくメールアドレスの入力および確認入力を行ない「送信」をクリック。(当社より本登録用のURLを送信いたします)
- 当社より送信したURLより再度ログインいただき、本登録手続きを行なってください。



④ 新規登録(新パスワードの設定)

- 画面に従ってご希望のログインパスワードを設定し「送信」をクリック。



⑤ 利用申込手続き完了

- 「インターネットサービス利用申込手続き完了」ページが表示されれば、完了です。
- サービスを利用開始できます。



7.その他情報

各種情報提供とサービス 主な取扱について

		電話	インターネット	24h...24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを 停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容(定期的に郵送でもお知らせします。)
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更			保険契約者の届出住所の変更(書類の郵送でもお取扱いします。)
	生命保険料控除証明書再発行			生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更 Eメールアドレス変更			「インターネットサービス」のログインパスワードとEメールアドレスの変更
書類が必要なお手続き	解約			ご契約の解約
	死亡保険金(各種給付金)請求			被保険者死亡時の保険金(給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓			保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			基本保険金額の減額、年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID番号、ログインパスワードの照会			ID番号、ログインパスワードをお忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更 適用契約の変更			「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き
		ご照会	ご利用申込*	
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ			国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。

*T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

※これらのサービスは2020年1月現在のもので、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

備考

サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。くわしくは当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

T&Dクラブオフについて

●「T&Dクラブオフ」とは、当社の生命保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスとなります。ご加入いただいた皆様の健康増進・オフタイム充実を目的とした会員制サービスで、たとえば国内外のリゾート等をお得な特別優待料金でご利用いただくことができます(入会無料)。

育 児 ●育児相談ダイヤル 無料 ●ベビー用品・保育サービスの割引提供 など	介 護 ●介護相談ダイヤル 無料 ●介護用品・介護サービスの割引 など	健 康 ●人間ドックの割引提供 ●スポーツクラブ等の健康関連施設の割引提供 など
レジャー ●国内外宿泊施設の割引提供 ●パッケージツアーの割引提供 ●レストランの割引提供 ●娯楽施設の割引提供 など	暮らし全般 ●法律・税務の相談ダイヤル 無料 ●トラブル相談ダイヤル 無料 ●趣味・お稽古事の割引提供 ●住宅サービス(購入・リフォーム・賃貸)の割引提供 など	

T&Dクラブオフ 会員登録手続きの流れについて

●当社インターネットサービスにご登録のうえ、つぎの手順に沿って会員登録を行なうことができます。

- ①当社ホームページ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。
- ②「T&Dフィナンシャル生命インターネットサービス」にログインしてください。
- ③画面最下部「T&Dクラブオフ」をクリック。
- ④新規会員登録ボタンをクリックし、会員登録を行なってください。

7.その他情報

【T&Dクラブオフ サービスの一例】

レジャー 国内外約30ブランド以上のツアーがクラブオフ経由で割引に!

- 大手旅行会社のパッケージツアーもT&Dクラブオフを通じてお申込みするだけで、お得にご利用いただけます。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス



バナー*をクリック

デジタルパンフレットから
希望のツアーを選択



ホームページからお申込

*バナーのデザインは予告なく変更になる場合がございます。

※画像はすべてイメージです。

健康

人間ドック予約デスク

会員特典

人間ドック受診料5%~30%OFF!

- 対応検査プランは1,700以上!日帰りドックから1泊ドック、脳ドック等各種コースを選択できます。女性にも婦人科コースの各種オプションを取り揃えております。

※特典は検査施設・検査内容により異なります。

※一部、割引特典のない医療機関も専用Webページに掲載しております。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス

カテゴリー一覧よりライフサポートをクリック

健康をクリック

健診・人間ドック・脳ドックをクリック



※ご利用の際は必ずホームページに掲載の利用方法・特典内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

※掲載内容は、すべて2020年1月現在の情報です。内容が変更になる場合がございます。

※「T&Dクラブオフ」は、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社との提携により、株式会社リロクラブが提供するサービスです。

※画像はすべてイメージです。

3 管轄裁判所について

- 保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

約 款

（この保険の内容）

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 保険契約の型

第3条 保険契約の型

4. 保険金の支払

第4条 A型保険契約における保険金の支払

第5条 A型保険契約における保険金の支払に関する補則

第6条 B型保険契約における保険金の支払

第7条 B型保険契約における保険金の支払に関する補則

第8条 C型保険契約における保険金の支払

第9条 C型保険契約における保険金の支払に関する補則

第10条 D型保険契約における保険金の支払

第11条 D型保険契約における保険金の支払に関する補則

第12条 保険金の請求、支払時期および支払場所

5. 保険料の払込免除

第13条 保険料の払込免除

第14条 保険料の払込免除に関する補則

第15条 保険料の払込免除の請求

6. 保険料の払込

第16条 保険料の払込

第17条 保険料の払込方法〔経路〕

7. 保険料の前納

第18条 保険料の前納

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第19条 保険料払込の猶予期間

第20条 保険契約の失効

9. 保険契約の復活

第21条 保険契約の復活

10. 保険契約の取消または無効

第22条 詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

11. 告知義務および保険契約の解除

第23条 告知義務

第24条 告知義務違反による解除

第25条 保険契約を解除できない場合

第26条 重大事由による解除

12. 解約

第27条 解約

第28条 保険金の受取人による保険契約の存続

13. 契約内容の変更

第29条 基本保険金額の減額

第30条 払済保険への変更

第31条 延長保険への変更

14. 払戻金

第32条 解約払戻金

15. 保険契約者に対する貸付および返済

第33条 保険契約者に対する貸付

第34条 貸付金の返済

16. 保険契約者または保険金の受取人の変更

第35条 保険契約者の変更

第36条 会社への通知による保険金の受取人の変更

第37条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第38条 死亡保険金受取人の死亡

17. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第39条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

18. 保険契約者の住所の変更

第40条 保険契約者の住所の変更

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第41条 被保険者の業務、転居および旅行

20. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第42条 年齢の計算

第43条 年齢および性別の誤りの処理

21. 契約者配当

第44条 契約者配当

22. 契約内容の登録

第45条 契約内容の登録

23. 時効

第46条 時効

24. 管轄裁判所

第47条 管轄裁判所

25. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第48条 電磁的方法による保険契約の申込等

別表1 請求書類

別表2 第1保険期間中の死亡保険金額

別表3 対象となる不慮の事故

別表4 対象となる所定の感染症

別表5 対象となる高度障害状態

別表6 対象となる身体障害の状態

（この保険の内容）

この保険は、保険契約者の選択した保険契約の型に従って、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	保険契約の型				給付の概要
	A型	B型	C型	D型	
災害死亡保険金			○	○	被保険者が、第1保険期間中に、不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。
死亡保険金	○	○	○	○	被保険者が、死亡したときにお支払いします。
災害高度障害保険金			○		被保険者が、第1保険期間中に、不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。
高度障害保険金	○		○		被保険者が、所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。
保険料の払込免除	○		○		被保険者が、保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義**第1条（用語の意義）**

この普通保険約款において使用される用語の意義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の意義
基本保険金額	災害死亡保険金、死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、会社の定める取扱の範囲内で定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
第1保険期間	C型保険契約またはD型保険契約における契約日以後の所定の期間をいい、保険契約の締結の際、保険契約者が選択したつぎのいずれかの期間をいいます。なお、保険契約の締結後、第1保険期間の変更は取り扱いません。 1. 5年 2. 10年
第2保険期間	C型保険契約またはD型保険契約における、第1保険期間の満了日の翌日以後の期間（終身）をいいます。
支払事由	保険金を支払う場合をいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。

2. 会社の責任開始期**第2条（会社の責任開始期）**

- ① 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 1. 保険契約の種類
 2. 会社名
 3. 保険契約者の氏名または名称
 4. 被保険者の氏名
 5. 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 6. 保険期間および保険料払込期間
 7. 保険金額およびその支払方法
 8. 保険料およびその払込方法〔回数〕
 9. 契約日

10. 保険契約の型
11. 第1保険期間（C型保険契約またはD型保険契約の場合）
12. 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等
13. 保険証券を作成した年月日

3. 保険契約の型

第3条（保険契約の型）

① 保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎの表のいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	給付の種類
A型	死亡保険金 高度障害保険金 保険料の払込免除
B型	死亡保険金
C型	災害死亡保険金 死亡保険金 災害高度障害保険金 高度障害保険金 保険料の払込免除
D型	災害死亡保険金 死亡保険金

② 前項に規定する保険契約の型の変更は取り扱いません。

4. 保険金の支払

第4条（A型保険契約における保険金の支払）

A型保険契約において支払う保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同様とします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当する場合を除きます。 4. 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5）に該当したときを含むものとします。	死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

第5条（A型保険契約における保険金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が前条に定める高度障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって保険契約は消滅したものとします。
- ③ 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- ④ 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払の後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 保険契約者および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人をその法人とします。
- ⑥ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、責任準備金（会社の定める方法に基づいて、保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払済後であれば契約日からの経過年月数により計算します。以下、本条において同様とします。）のうち、支払われない死亡保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、その原因により死亡したまたは高度障害状態（別表5）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑨ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（B型保険契約における保険金の支払）

B型保険契約において支払う保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同様とします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当する場合を除きます。 4. 戦争その他の変乱

第7条（B型保険契約における保険金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人

であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、責任準備金（会社の定める方法に基づいて、保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払済後であれば契約日からの経過年月数により計算します。以下、本条において同様とします。）のうち、支払われない死亡保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。

第8条（C型保険契約における保険金の支払）

C型保険契約において支払う保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同様とします。）以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害（ただし、不慮の事故（別表3）が生じた日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。） 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表4）	基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
死亡保険金	被保険者が本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	1. 第1保険期間中に、左記の支払事由に該当した場合 別表2に定める金額 2. 第2保険期間中に、左記の支払事由に該当した場合 基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当する場合を除きます。 4. 戦争その他の変乱

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
災害高度障害保険金	被保険者が第1保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき - 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5）に該当したときを含むものとします。 - 責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表4）を直接の原因として高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表4）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5）に該当したときを含むものとします。	基本保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
高度障害保険金	被保険者が本条に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、ます。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5）に該当したときを含むものとします。	死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき - 保険契約者の故意 - 被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 戦争その他の変乱

第9条（C型保険契約における保険金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 災害高度障害保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が前条に定める災害高度障害保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって保険契約は消滅したものとします。
- ③ 災害高度障害保険金または高度障害保険金を支払う前に災害死亡保険金または死亡保険金の支払請求を受け、災害死亡保険金または死亡保険金が支払われるときは、会社は、災害高度障害保険金または高度障害保険金を支払いません。
- ④ 災害高度障害保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払の後に災害死亡保険金または死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡保険金は支払いません。
- ⑥ 災害高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害保険金は支払いません。
- ⑦ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金が支払われない場合には、死亡保険金の支払事由が生じたものとみなします。
- ⑧ 免責事由に該当したことにより災害高度障害保険金が支払われない場合には、高度障害保険金の支払事由が生じたものとみなします。
- ⑨ 保険契約者および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、災害高度障害保険金および高度障害保険金の受取人をその法人とします。

- ⑩ 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）の日からその日を含めて180日以内に、高度障害状態（別表5）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、災害高度障害保険金が支払われない場合で、その不慮の事故（別表3）の日からその日を含めて180日経過後も引き続きその状態が継続し、かつ、第1保険期間中にその回復の見込がないことが明らかとなったときには災害高度障害保険金を支払います。
- ⑪ 死亡保険金受取人が故意（災害死亡保険金については故意または重大な過失とします。）に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、責任準備金（会社の定める方法に基づいて、保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払済後であれば契約日からの経過年月数により計算します。以下、本条において同様とします。）のうち、支払われない保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、その原因により死亡または高度障害状態（別表5）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑬ 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑭ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第10条（D型保険契約における保険金の支払）

D型保険契約において支払う保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同様とします。）以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害（ただし、不慮の事故（別表3）が生じた日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。） 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表4）	基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

死亡保険金	被保険者が本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	1. 第1保険期間中に、左記の支払事由に該当した場合 別表2に定める金額 2. 第2保険期間中に、左記の支払事由に該当した場合 基本保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当するものを除きます。 3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当するものを除きます。 4. 戦争その他の変乱
-------	-------------------------------------	---	----------	---

第11条（D型保険契約における保険金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡保険金は支払いません。
- ③ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金が支払われない場合には、死亡保険金の支払事由が生じたものとみなします。
- ④ 死亡保険金受取人が故意（災害死亡保険金については故意または重大な過失とします。）に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、責任準備金（会社の定める方法に基づいて、保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払込後であれば契約日からの経過年月数により計算します。以下、本条において同様とします。）のうち、支払われない保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。

第12条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類
 2. 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類
- ④ 保険金は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑦ 前2項の場合、会社は保険金を請求した者に通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

5. 保険料の払込免除

第13条（保険料の払込免除）

- ① B型保険契約およびD型保険契約には、本条から第15条（保険料の払込免除の請求）までの規定は適用しません。
- ② A型保険契約またはC型保険契約において、つぎの表に定める保険料の払込を免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）に該当したときは、つぎに到来する第16条（保険料の払込）第1項に定める払込期月（払込期月の初日からその払込期月の契約当日の前日まで）に払込免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が、つぎの表に定める払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同様とします。）以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表6）（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含むものとします。	つぎのいずれかにより、左記の払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第14条（保険料の払込免除に関する補則）

- ① 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、保険料の払込が免除されない場合で、その不慮の事故（別表3）の日からその日を含めて180日経過後も引き続きその状態が継続し、かつ、保険料払込期間中にその回復の見込がないことが明らかとなったときには、その明らかとなった日に払込免除事由に該当したものとみなして、前条の規定により保険料の払込を免除します。
- ② 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により払込免除事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の払込を免除することがあります。

- ③ 保険料の払込が免除された場合には、会社は、以後、第16条（保険料の払込）第1項に定める払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、払込免除事由の発生時以後、「13. 契約内容の変更」に関する規定を適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

第15条（保険料の払込免除の請求）

- ① 払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行なうときは、第12条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項の規定を準用します。

6. 保険料の払込

第16条（保険料の払込）

- ① 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次条第1項に定める払込方法〔経路〕にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - 1. 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同様とします。）の属する月の初日から末日まで
 - 2. 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- ③ 保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎの各号のいずれかが生じた場合には、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金の支払の際は、その受取人）に返還します。
 - 1. 保険契約が消滅した場合
 - 2. 保険金の支払事由が生じた場合
 - 3. 保険料の払込を要しなくなった場合
- ④ 月払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、前項各号のいずれかが生じた場合には、払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻しません。
- ⑤ 年払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、第3項各号のいずれかが生じた場合には、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日から当該保険料期間の満了までの期間の月数に相当する保険料として、月割によって計算した金額（以下「保険料未経過金」といいます。）を保険契約者（保険金の支払の際は、その受取人）に払い戻します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険料未経過金は払い戻しません。
 - 1. 第3項第1号または第2号が生じた日において、保険料の払込が免除されている場合
 - 2. 保険料の払込を要しなくなる事由が生じた日の属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合
 - 3. 詐欺による取消または不法取得目的による無効により保険契約が消滅した場合
- ⑦ 保険料未経過金の払戻については、第12条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑧ 前3項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
- ⑨ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑩ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑪ 前項の場合、未払込の保険料の払込については、第19条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。
- ⑫ 保険契約者は、保険料の払込方法〔回数〕を変更することができます。

第17条（保険料の払込方法〔経路〕）

- ① 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〔経路〕を選択することができます。
 - 1. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

2. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
3. 会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法〔経路〕を変更することができます。
- ③ 保険料の払込方法〔経路〕が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〔経路〕を他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〔経路〕の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

7. 保険料の前納

第18条（保険料の前納）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、会社の定める率で割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上を払い込むときに限り割り引きます。
- ② 1年分をこえる保険料が前納されたときは、会社の定める利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合、保険金の支払事由が生じた場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合で、前納保険料に残額があるときは、保険契約者（保険金の支払の際は、その受取人）に支払います。

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第19条（保険料払込の猶予期間）

- ① 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ③ 猶予期間中に払込免除事由が生じた場合には、未払込の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれたときに限り、保険料の払込を免除します。

第20条（保険契約の失効）

- ① 前条第1項の猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれないときは、保険契約は、その猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ② 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

9. 保険契約の復活

第21条（保険契約の復活）

- ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、解約払戻金を請求した保険契約の復活は取り扱いません。
- ② 保険契約者が保険契約の復活を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、新たな保険証券の交付は行わず、書面により保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料（第34条（貸付金の返済）第3項の規定によって効力を失った保険契約を復活する場合には、貸付金の元利金を含みます。）を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2条（会社の責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（会社の責任開始期）第2項中「契約日」とあるのは「復活日」と読み替えます。

10. 保険契約の取消または無効

第22条（詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効）

- ① 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺によって保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11. 告知義務および保険契約の解除

第23条（告知義務）

会社が、保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第24条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、保険契約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、すでに保険金の支払または保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ 保険契約を解除した場合は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第25条（保険契約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて災害高度障害保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第26条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金、高度障害保険金または保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この保険契約の保険金または保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

4. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ② 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。
 - ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア. からオ. までは該当した者が死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金の支払または保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 第1項または第2項の規定によりこの保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - ⑤ この保険契約を解除した場合は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - ⑥ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

12. 解約

第27条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第32条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を請求することができます。

第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険金の受取人に支払います。

13. 契約内容の変更

第29条（基本保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める額に満たないときは、基本保険金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 基本保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 基本保険金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第30条（払済保険への変更）

- ① 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、つぎに定める内容の払済保険に変更することができます。ただし、変更後の基本保険金額が会社の定める額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。
 1. 保険料払込済の終身保険とします。
 2. 変更後契約の基本保険金額は、変更前契約の変更時の解約払戻金額（保険契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）を基準として定めます。
 3. 前号の規定により計算した基本保険金額が、変更前契約の変更時の死亡保険金額をこえるときは、変更後契約の基本保険金額を変更前契約の死亡保険金額をこえない範囲の金額とし、会社の定める方法により計算した金額を保険契約者に支払います。
 4. 変更後契約の保険金の支払金額は、つぎのア. からエ. の各条の支払金額の規定にかかわらず、変更後契約の基本保険金額と同額とします。
 - ア. 第4条（A型保険契約における保険金の支払）
 - イ. 第6条（B型保険契約における保険金の支払）
 - ウ. 第8条（C型保険契約における保険金の支払）
 - エ. 第10条（D型保険契約における保険金の支払）
- ② 保険契約者が、払済保険への変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 払済保険への変更の効力は、会社が承諾した時から生じます。
- ④ 払済保険へ変更されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第31条（延長保険への変更）

- ① 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、つぎに定める内容の延長保険に変更することができます。
 1. 保険料払済の定期保険とします。
 2. 変更後契約の基本保険金額は、変更前契約の基本保険金額と同一とします。
 3. 保険期間は、変更前契約の変更時の解約払戻金額を基準として定めます。ただし、保険期間が変更前契約の残余保険料払込期間をこえるときは、残余保険料払込期間を保険期間とします。
 4. 前号ただし書の場合には、解約払戻金の残額により、同じ保険期間の生存保険を付加し、被保険者がその満了時まで生存したときに生存保険金を保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者が、延長保険への変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 延長保険への変更の効力は、会社が承諾した時から生じます。
- ④ 延長保険へ変更されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。
- ⑤ つぎのいずれかに該当するときは、延長保険への変更を取り扱いません。
 1. 契約日からその日を含めて5年未満の保険契約
 2. 保険契約者に対する貸付金がある保険契約
 3. 変更後の保険期間が1年未満となる保険契約
 4. 第1保険期間中のC型保険契約またはD型保険契約

14. 払戻金

第32条（解約払戻金）

- ① 解約払戻金は、会社の定める方法に基づいて、保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払済後であれば契約日からの経過年月数により計算します。
- ② 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金は、前項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

15. 保険契約者に対する貸付および返済

第33条（保険契約者に対する貸付）

- ① 保険契約者は、会社の定めるところにより、解約払戻金額（貸付金がある場合は、その元利金を差し引いた残額）の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金額が会社の定める額に満たない場合または延長保険に変更されている場合には、貸付を行いません。
- ② 保険契約者が、保険契約者に対する貸付を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第34条（貸付金の返済）

- ① 会社は、保険契約者に対する貸付金がある場合において、保険契約が消滅したときまたは基本保険金額が減額されたときは支払うべき金額から、また払済保険に変更されたときは計算の基準となる解約払戻金から、その元利金を差し引きます。
- ② 保険契約者に対する貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるに至った場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。保険契約者は会社の指定した日までに、会社の定める方法により計算した金額を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ③ 前項の金額が払い込まれないときは、保険契約は貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるに至った時から効力を失います。

16. 保険契約者または保険金の受取人の変更

第35条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者が、保険契約者の変更を行なうときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険証券に裏書します。

第36条（会社への通知による保険金の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 災害高度障害保険金または高度障害保険金の受取人は、被保険者（第5条（A型保険契約における保険金の支払に関する補則）第5項または第9条（C型保険契約における保険金の支払に関する補則）第9項の場合は保険契約者および死亡保険金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項または前条第1項の規定により、保険契約者および死亡保険金受取人が同一の法人となる場合には、災害高度障害保険金および高度障害保険金の受取人をその法人とします。
- ④ 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑤ 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金または死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金または死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第37条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第38条（死亡保険金受取人の死亡）

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

- ③ 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

17. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第39条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

18. 保険契約者の住所の変更

第40条（保険契約者の住所の変更）

- ① 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同様とします。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第41条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または特別保険料の請求を行わず、保険契約上の責任を負います。

20. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第42条（年齢の計算）

- ① 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第43条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
 1. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、保険金の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。
 2. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、保険金の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。

21. 契約者配当

第44条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

22. 契約内容の登録

第45条（契約内容の登録）

- ① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 基本保険金額
 3. 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同様とします。）
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）

は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

23. 時効

第46条（時効）

保険金、解約払戻金、その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

24. 管轄裁判所

第47条（管轄裁判所）

- ① この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② A型保険契約またはC型保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

25. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第48条（電磁的方法による保険契約の申込等）

- ① 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により、保険契約の申込および告知をすることができます。
- ② 前項における電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法のことをいいます。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 災害高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
4	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
5	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 保険証券
6	保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書および診断書
7	解約 (解約払戻金)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
9	契約内容の変更 基本保険金額の減額 払済保険への変更 延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 旧保険契約者死亡の場合 ア. 旧保険契約者の除籍謄本 イ. 相続人の戸籍抄本・印鑑証明書 (3) 保険証券

	項目	請求書類
12	会社への通知による保険金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
13	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 第1保険期間中の死亡保険金額

C型保険契約またはD型保険契約における、第1保険期間中の死亡保険金額は、つぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{基本保険金額に対応する月払保険料} \times \text{経過月数}$$

(注1)「月払保険料」とは、普通保険料率を適用した場合の保険料とします。

(注2)「経過月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。ただし、第1保険期間よりも保険料払込期間が短い場合で、保険料払込期間の満了日の翌日以後に被保険者が死亡したときは、契約日から保険料払込期間が満了する日までの月数とします。

(注3)基本保険金額の減額が行なわれた場合には、保険契約の締結時から、変更後の基本保険金額であったものとします。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）		
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）		
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）		
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）		
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）		
・ 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）		
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）		
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの		
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）		

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表4 対象となる所定の感染症

対象となる所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフス A	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11. マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12. エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りします。）	U04

別表5 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表6 対象となる身体障害の状態

1. 10手指の用を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表5・別表6）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

（1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

（2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

（1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

（2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

（1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

（2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

（1）「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

（2）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(この特約の内容)

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期
- 第3条 第1回保険料の払込および猶予期間
- 第4条 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合
- 第5条 第1回保険料の不払による無効
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第9条 無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則

- 第10条 特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則
- 第11条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第12条 無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約

(この特約の内容)

この特約は、第1回保険料の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

第2条（責任開始期）

この特約を付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）

- ① 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同様とします。）を払込期間内に払い込んでください。
- ② 前項の払込期間は、責任開始期の属する日からその日を含めて責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- ③ 第1回保険料の払込の猶予期間は、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- ① 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定に基づいて差し引くべき未払込の保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
- ② 前項の場合、年金が第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。以下本項において同様とします。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき年金を支払いません。
- ③ 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（主約款の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込の保険料がある場合は、その未払込の保険料を含みます。）を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料の不払による無効）

- ① 第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
- ② 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第8条（無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特別終身保険（Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特別終身保険（Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「保険金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金」と読み替えます。

第9条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「特定疾病年金（以下「年金」といいます。）」と読み替えます。

第10条（特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則）

特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約にこの特約を付加した場合には、第8条第2項または前条第2項の規定にかかわらず、第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第11条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第12条（無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則）

無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「給付金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「給付金」と読み替えます。

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結

2. 年金支払日

第2条 年金支払日

3. 年金額および年金の種類

第3条 年金額

第4条 年金の種類

4. 年金の支払

第5条 年金の支払

第6条 特約年金受取人および
特約後継年金受取人

第7条 年金の分割支払

第8条 年金の一括支払

第9条 年金の支払に関する補則

第10条 年金の請求、支払の時期および場所

5. 特約の解除

第11条 重大事由による解除

6. 特約の解約

第12条 特約の解約

7. 会社への通知による特約年金受取人
または特約後継年金受取人の変更

第13条 会社への通知による特約年金受取人
または特約後継年金受取人の変更

8. 契約者配当

第14条 契約者配当金

9. その他の事項

第15条 時効

第16条 管轄裁判所

第17条 主約款の規定の準用

10. 特則

第18条 無配当変額保険（最低満期保証・I型）
に付加した場合の特則

第19条 無配当特別終身保険（I型）に
付加する場合の特則

別表 請求書類

年金支払移行特約（I型）

（この特約の内容）

この特約は、主たる保険契約の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行することを
主な目的とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主たる保険契約（以下「主契約」とい
います。）の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行する旨の申出があり、会社が
承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、会社の本店が請求書類を受け付けた日の翌日とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、つぎの場合はこの特約を締結することはできません。
 1. 第3条（年金額）第1項の年金額が10万円に満たないとき
 2. 主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が1年未満であるとき
- ④ この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を特約年金受取人に交付します。
- ⑤ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできま
せん。

2. 年金支払日

第2条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします。

3. 年金額および年金の種類

第3条（年金額）

- ① 年金額は、会社の定める方法により、この特約の締結日の前日における主契約の解約払戻金額を基準
として、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。
- ② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額（以下「他の
年金額」といいます。）とを通算して3,000万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 前項の規定にかかわらず、年金額は、3,000万円から他の年金額を差し引いた金額とします。
 2. この特約の締結日の前日における主契約の解約払戻金額から前号の年金額の年金原資に相当する金
額を差し引いた残額を一時に特約年金受取人に支払います。

第4条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、つぎのいずれかとします。

1. 確定年金

2. 保証期間付終身年金

4. 年金の支払

第5条（年金の支払）

この特約において支払う年金は、つぎのとおりです。

年金の種類	年金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支 払 金 額	受 取 人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	特約年金受取人
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	
保証期間付 終身年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	
	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

第6条（特約年金受取人および特約後継年金受取人）

- ① 特約年金受取人は、保険契約者または被保険者の中から保険契約者が指定するものとします。
- ② 特約年金受取人は、この特約の締結日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ③ 保険契約者（この特約の締結日以後は特約年金受取人）は、この特約の締結時に、被保険者の同意を得て、特約年金受取人が死亡したときにその特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「特約後継年金受取人」といいます。）を会社の取扱範囲内で指定してください。
- ④ 特約年金受取人が死亡したときは、特約後継年金受取人が、特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに特約年金受取人になるものとします。ただし、特約年金受取人の死亡時に、特約後継年金受取人がすでに死亡しているとき、または特約後継年金受取人が指定されていないときは、被保険者（被保険者がすでに死亡しているときは、特約年金受取人の法定相続人）が特約後継年金受取人になるものとします。
- ⑤ 前項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、故意に特約年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、特約後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- ⑦ 特約年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継した特約後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに特約後継年金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。

第7条（年金の分割支払）

- ① 年金支払開始日以後、特約年金受取人は、年金の支払方法について、つぎの各号のいずれかにより、年金額を等分して支払う年金の分割支払を選択することができます。この場合、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 1. 年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
 2. 年金支払日およびその3か月単位の応当日に支払う方法
 3. 年金支払日およびその2か月単位の応当日に支払う方法
 4. 年金支払日およびその月単位の応当日に支払う方法
- ② 前項の規定にかかわらず、等分して支払う金額が10万円に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- ③ 年金額を等分して支払うときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- ④ 第1項第3号の支払方法の場合、特約年金受取人から特に申出があるときは、分割した年金額を、会社の定める利率による利息をつけて1か月間据え置くことができます。
- ⑤ 被保険者が死亡した場合で、かつ、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、特約年金受取人はその未支払分について、つぎのいずれかの受取方法を指定してください。
 1. 引き続き分割して受け取る方法
 2. 一括して受け取る方法
- ⑥ 特約年金受取人が次条の規定により、年金の一括支払を請求する場合、その請求日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して特約年金受取人に支払います。
- ⑦ 年金支払開始日後、特約年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑧ 前項の規定により年金の支払方法を変更した場合、その効力はつぎの保険年度における年金の支払より生じるものとします。

- ⑨ 特約年金受取人が死亡した場合は、特約後継年金受取人に未支払分を支払います。この場合、前条の規定を準用します。

第8条（年金の一括支払）

- ① 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後、特約年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 特約年金受取人が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 2. 年金の一括支払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 3. 年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。
- ② 年金の種類が保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後、特約年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない保証期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 特約年金受取人が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 2. 年金の一括支払が請求されたときは、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 3. 年金を一括支払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 被保険者が、保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括支払した後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - ウ. 第9条（年金の支払に関する補則）第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合は、この特約は一括支払した時に消滅します。

第9条（年金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 第5条（年金の支払）の規定により、被保険者が死亡した場合に年金支払期間または保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払うときは、特約年金受取人はその一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、この特約は年金支払期間または保証期間が満了するまで消滅しないものとし、会社は、年金支払期間中または保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。

第10条（年金の請求、支払の時期および場所）

- ① 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ② 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年金および給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金の支払の場合に準用します。

5. 特約の解除

第11条（重大事由による解除）

- ① 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約の重大事由による解除の場合に準用します。
- ② 前項の規定によりこの特約を解除した場合には、主約款の支払金に関する規定にかかわらず、第8条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を特約年金受取人に支払います。
- ③ 特約年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力に係る事由に該当し、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、主約款の規定にかかわらず、その特約年金受取人についての特約部分のみを解除します。この場合、主約款の支払金および前項の規定にかかわらず、解除した特約部分について、第8条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を特約年金受取人に支払います。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

この特約を解約することはできません。

7. 会社への通知による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更

第13条（会社への通知による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更）

- ① 特約年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、特約年金受取人を被保険者に変

更することができます。

- ② 特約年金受取人は、年金支払開始日以後、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約後継年金受取人を変更することができます。
- ③ 前2項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
- ④ 第1項または第2項の通知が会社に到達した場合には、特約年金受取人または特約後継年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の特約年金受取人または特約後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約年金受取人または特約後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 遺言による特約年金受取人または特約後継年金受取人の変更は取り扱いません。

8. 契約者配当

第14条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当はありません。

9. その他の事項

第15条（時効）

年金、その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第16条（管轄裁判所）

この特約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または年金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

10. 特則

第18条（無配当変額保険（最低満期保証・I型）に付加した場合の特則）

終身保障移行特則を適用した無配当変額保険（最低満期保証・I型）にこの特約を付加した場合には、第3条の規定中、「解約払戻金額」とあるのは「責任準備金に相当する金額」と読み替えます。

第19条（無配当特別終身保険（I型）に付加する場合の特則）

- ① 主契約が払済保険または延長保険に変更されているときは、この特約を締結することはできません。
- ② 主契約にこの特約を付加した場合、第3条の規定中、「解約払戻金額」とあるのは「解約払戻金額（保険契約者に対する貸付金がある場合にはその元利金を、また、未払込の保険料がある場合にはその金額を差し引いた残額）」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	年金の支払 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書（第1回の年金の支払の場合には保険証券）
2	年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書（第1回の年金の支払の場合には保険証券）
3	被保険者が死亡した場合の年金の現価に相当する金額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
4	会社への通知による 特約年金受取人または特約 後継年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

特約

年金支払移行特約（I型）

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結
第2条 年金基金の設定

2. 年金支払日

- 第3条 年金支払日

3. 年金額および年金の種類

- 第4条 年金額
第5条 年金の種類

4. 年金および死亡一時金の支払

- 第6条 遺族年金受取人および死亡一時金受取人
第7条 年金および死亡一時金の支払
第8条 年金および死亡一時金の支払に関する補則
第9条 年金の一括支払
第10条 年金および死亡一時金の据置支払
第11条 年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所

5. 特約の消滅

- 第12条 特約の消滅

6. 特約の解除

- 第13条 重大事由による解除

7. 特約の解約

- 第14条 特約の解約

8. 特約内容の変更

- 第15条 年金支払期間の変更

9. 遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更

- 第16条 会社への通知による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更
第17条 死亡一時金受取人の死亡

10. 死亡一時金受取人の代表者

- 第18条 死亡一時金受取人の代表者

11. 契約者配当

- 第19条 契約者配当

12. その他の事項

- 第20条 時効
第21条 管轄裁判所
第22条 主約款の規定の準用

13. 特則

- 第23条 主契約における給付等の名称に関する特則

別表 請求書類

特約

新遺族年金支払特約

新遺族年金支払特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約または特約の死亡給付金等の全部または一部について、一時金による支払に代えて、年金により支払うことを主な目的とするものです。

1. 総則

第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、つぎの場合に、会社の承諾を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または年金支払移行特約（変額年金保険用）に付加して締結します。
1. 主契約の締結の際、保険契約者から申出があったとき
 2. 主契約の締結後、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金（主契約に終身保障移行特則を適用した場合は、終身死亡保障部分の死亡給付金または災害死亡給付金とします。以下、同様とします。）の支払事由の発生前に、保険契約者から申出があったとき
 3. 主契約の年金の種類が保証金額付終身年金の場合、主契約の年金支払開始日以後で、かつ、被保険者が死亡する前に、年金受取人から申出があったとき
 4. 年金支払移行特約（変額年金保険用）の年金の種類が保証金額付終身年金の場合、当該特約の年金支払開始日以後で、かつ、被保険者が死亡する前に、特約年金受取人から申出があったとき
- ② 前項のほか、この特約は、次の各号に定める金額（以下「給付金等」といいます。）の支払事由発生後に、その受取人から申出があった場合、会社の承諾を得て、締結します。ただし、給付金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
1. 主契約の死亡給付金
 2. 主契約の災害死亡給付金
 3. 主契約の年金の種類が保証金額付終身年金の場合で、年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合に支払われる金額
 4. 年金支払移行特約（変額年金保険用）の年金の種類が保証金額付終身年金の場合で、年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合に支払われる金額
- ③ 同一の給付金等について受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人について、別個にこの特約を締結するものとします。
- ④ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできません。

第2条（年金基金の設定）

- ① この特約が締結された場合、給付金等の支払事由が生じた日（給付金等の支払事由が生じた後にこの特約を締結したときは、この特約を締結した日）を年金基金設定日として、会社の取扱範囲内で、給付金等の全部または一部を年金基金として充当します。
- ② 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を遺族年金受取人に交付します。

2. 年金支払日

第3条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日からその日を含めて1年を経過した日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の1年ごとの応当日とします。

3. 年金額および年金の種類

第4条（年金額）

- ① 年金額は、会社の定める方法により、年金基金設定日における会社の定める率により計算した金額とします。
- ② 前項の年金額が10万円に満たないときは、年金の支払を行いません。

第5条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、確定年金とし、あらかじめ定めた年金支払期間中、年金を支払います。

4. 年金および死亡一時金の支払

第6条（遺族年金受取人および死亡一時金受取人）

- ① 遺族年金受取人は、年金基金に充当される給付金等の受取人とします。
- ② 遺族年金受取人（遺族年金受取人が法人の場合は除きます。）は、年金基金設定の際に、遺族年金受取人が死亡したときにその遺族年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「死亡一時金受取人」といいます。）を会社の取扱範囲内で指定してください。
- ③ 遺族年金受取人が死亡したときは、死亡一時金受取人が、遺族年金受取人のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。ただし、死亡一時金受取人が指定されていないときは、遺族年金受取人の法定相続人が死亡一時金受取人になるものとします。
- ④ 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、故意に遺族年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、死亡一時金受取人としての取扱を受けることができません。
- ⑥ 遺族年金受取人が、死亡一時金受取人の指定を行なうときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。

第7条（年金および死亡一時金の支払）

- ① この特約において支払う年金および死亡一時金は、つぎの表のとおりです。

名 称	年金または死亡一時金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支 払 金 額	受 取 人
年 金	遺族年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	遺族年金受取人
死亡一時金	遺族年金受取人が年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡したとき	遺族年金受取人が死亡した日の年金基金の価額	死亡一時金 受取人
	遺族年金受取人が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- ② 前項の規定にかかわらず、遺族年金受取人が法人の場合、この特約において支払われる年金はつぎの表のとおりです。

名 称	支 払 事 由	支 払 金 額	受 取 人
年 金	年金支払期間中の年金支払日が到来したとき	年金額	遺族年金受取人

第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）

- ① 遺族年金受取人の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金受取人が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 前条第1項の規定により死亡一時金を支払うときは、死亡一時金受取人はその一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、この特約は年金支払期間が満了するまで消滅しないものとし、会社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。
- ③ 前項の規定による年金の継続支払の請求後、年金支払期間中の最後の年金支払日前にその死亡一時金受取人が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 会社は、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人を死亡一時金受取人とし、つぎの金額を一時に支払います。
 - ア. 年金基金設定日以後、年金支払開始日前に死亡一時金受取人が死亡したとき
死亡一時金受取人が死亡した日の年金基金の価額
 - イ. 年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に死亡一時金受取人が死亡したとき
年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額
 2. 死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人が前号に定める金額を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
 3. 死亡一時金受取人の生死が不明の場合については、第1項の規定を準用します。
 4. 第1号に定める金額の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。
- ④ 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、故意に死亡一時金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、死亡一時金受取人としての取扱を受けることができません。

第9条（年金の一括支払）

遺族年金受取人（前条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）は、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 遺族年金受取人（前条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）が年金の一括支払を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
2. 年金の一括支払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
3. 年金を一括支払したときは、この特約は一括支払した時に消滅します。

第10条（年金および死亡一時金の据置支払）

- ① 遺族年金受取人（第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）は、年金の支払方法について、会社の取扱範囲内で、据置支払の方法を選択することができます。
- ② 遺族年金受取人（死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人）は、死亡一時金の支払方法について、会社の取扱範囲内で、その全部または一部につき、即時支払の方法に代えて、据置支払の方法を選択することができます。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、据置支払の方法の選択を取り扱いません。
 1. 選択後の据置金額が10万円に満たない場合
 2. 据置期間がこの特約の保険期間に相当する期間または10年間のいずれか短い期間をこえる場合

第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 死亡一時金の支払事由の生じたことを知ったときは、その受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年金および給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金または死亡一時金の支払の場合に準用します。

5. 特約の消滅

第12条（特約の消滅）

主契約または年金支払移行特約（変額年金保険用）が給付金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

6. 特約の解除

第13条（重大事由による解除）

- ① 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約の重大事由による解除の場合に準用します。
- ② 前項の規定によりこの特約を解除した場合には、主約款の支払金に関する規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 年金基金設定日以後、年金支払開始日前にこの特約を解除したとき
第14条（特約の解約）の規定により会社が解約の請求を受け付けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。
 2. 年金支払開始日以後にこの特約を解除したとき
第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を遺族年金受取人に支払います。
 3. 前2号の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由が生じた後にこの特約を解除したとき
死亡一時金と同額の金額（年金支払開始日以後、第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定により年金の継続支払を行っている場合には、第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額）を死亡一時金受取人に支払います。
- ③ 第8条（年金および死亡一時金の支払に関する補則）第2項の規定による年金の継続支払中に、死亡一時金受取人が主約款に定める反社会的勢力に係る事由に該当し、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、主約款の規定にかかわらず、その死亡一時金受取人についての特約部分のみを解除します。この場合、主約款の支払金および前項第3号の規定にかかわらず、解除した特約部分について、第9条（年金の一括支払）の規定により会社が一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を死亡一時金受取人に支払います。

7. 特約の解約

第14条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 年金受取人は、主契約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ③ 年金支払移行特約（変額年金保険用）の特約年金受取人は、当該特約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ④ 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人として）から特に申出がない限り、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ⑤ 前項の場合、会社は、解約時の年金基金の価額を遺族年金受取人に支払います。
- ⑥ 本条の規定によりこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑦ 第5項の規定により支払われる解約時の年金基金の価額の支払時期および支払場所については、第11条（年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

8. 特約内容の変更

第15条（年金支払期間の変更）

- ① 保険契約者は、主契約の死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ② 年金受取人は、主契約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ③ 年金支払移行特約（変額年金保険用）の特約年金受取人は、当該特約の年金支払開始日以後、被保険者が死亡する前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ④ 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人として）から特に申出のない限り、年金基金設定日以後、年金支払開始日前であれば、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
- ⑤ 前4項の規定により年金支払期間の変更を請求する場合、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人として）は、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ⑥ 年金支払期間が変更されたときは、会社はその旨を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人として）に通知します。

す。)に書面により通知します。

9. 遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更

第16条 (会社への通知による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更)

- ① 遺族年金受取人は、あらかじめ保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は、年金受取人とします。また、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。）から特に申出のない場合、年金基金設定日以後、年金支払開始日前に限り、会社に対する通知によりこの特約上の一切の権利義務を第三者に承継させて、その第三者をあらたな遺族年金受取人とすることができます。
- ② 遺族年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じる前に限り、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- ③ 前2項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
- ④ 第1項または第2項の通知が会社には到達した場合には、遺族年金受取人または死亡一時金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社には到達する前に変更前の遺族年金受取人または死亡一時金受取人に遺族年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の遺族年金受取人または死亡一時金受取人から遺族年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 遺言による遺族年金受取人または死亡一時金受取人の変更は取り扱いません。

第17条 (死亡一時金受取人の死亡)

- ① 死亡一時金受取人の死亡時以後、死亡一時金受取人の変更が行なわれていない間に死亡一時金の支払事由が生じたときは、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡一時金の支払事由の発生時に生存している者を死亡一時金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

10. 死亡一時金受取人の代表者

第18条 (死亡一時金受取人の代表者)

- ① 死亡一時金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

11. 契約者配当

第19条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

12. その他の事項

第20条 (時効)

年金、死亡一時金、その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第21条 (管轄裁判所)

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または年金もしくは死亡一時金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第22条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

13. 特則

第23条 (主契約における給付等の名称に関する特則)

この特約を付加した主契約における給付等の名称が、死亡保険金または死亡時払戻金もしくは災害死亡保険金である場合には、この特約条項中の「死亡給付金」とあるのは「死亡保険金」または「死亡時払戻金」と、「災害死亡給付金」とあるのは「災害死亡保険金」と、「給付金等」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される給付金等の請求書類（ただし、給付金等の支払請求書は除きます。）
2	年金 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人（第8条第2項の規定により、年金の継続支払を行なっている場合には、死亡一時金受取人）の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 死亡一時金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
4	第8条第3項第1号に定める金額	(1) 会社所定の請求書 (2) 死亡一時金受取人の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	特約内容の変更 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。また、年金基金設定日以後は遺族年金受取人とします。）の印鑑証明書 (3) 保険証券（主契約の年金支払開始日以後、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合、または年金基金設定日以後は年金証書）
6	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後で、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合は年金受取人とし、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合は特約年金受取人とします。また、年金基金設定日以後は遺族年金受取人とします。）の印鑑証明書 (3) 保険証券（主契約の年金支払開始日以後、主契約に終身保障移行特則を適用していない場合、年金支払移行特約（変額年金保険用）が締結されている場合、または年金基金設定日以後は年金証書）
7	会社への通知による 遺族年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧遺族年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
8	死亡一時金受取人の指定 会社への通知による 死亡一時金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

特約

新遺族年金支払特約

(この特約の内容)

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

2. 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払

第3条 特約保険金の支払に関する補則

第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込および特約の失効

第5条 特約保険料の払込

第6条 特約の失効および消滅

4. 特約の復活

第7条 特約の復活

5. 告知義務および特約の解除

第8条 告知義務および特約の解除

第9条 重大事由による解除

6. 特約の解約

第10条 特約の解約

第11条 特約保険金の受取人による保険契約の存続

7. 特約内容の変更

第12条 特約の復旧

8. 解約払戻金

第13条 解約払戻金

9. 指定代理請求人の変更指定

第14条 指定代理請求人の変更指定

10. 契約者配当

第15条 契約者配当

11. 管轄裁判所

第16条 管轄裁判所

12. 主約款の規定の準用

第17条 主約款の規定の準用

13. 特則

第18条 主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合の特則

第19条 主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則

第20条 主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合の特則

第21条 主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加された保険契約の場合の特則

第22条 主契約に特別条件特約が付加された保険契約の場合の特則

第23条 死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則

第24条 特定疾病保障定期保険等に付加した場合の特則

第25条 定期保険等に付加した場合の特則

第26条 定期付終身保険に付加した場合の特則

第27条 特殊終身保険に付加した場合の特則

第28条 主契約に質権が設定される場合の特則

第29条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則

第30条 無配当通増定期保険に付加した場合の特則

第31条 主契約に通増定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則

第32条 5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合の特則

第33条 無配当終身医療保険（ α ）に付加した場合の特則

第34条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則

第35条 無配当特別終身保険（I型）に付加した場合の特則

第36条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・II型）に付加した場合の特則

別表 請求書類

リビング・ニース特約

(この特約の内容)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。

③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。

1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期

2. 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾した日

④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面

により保険契約者に通知します。

2. 特約保険金の支払

第2条（特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	請求日（別表に定める請求書類が会社の本店に到達した日をいいます。以下、同様とします。）における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める金額の範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）から、請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意 3. 第4条第2項に定める指定代理請求人の故意 4. 被保険者の犯罪行為 5. 戦争その他の変乱

第3条（特約保険金の支払に関する補則）

- ① 前条の規定にかかわらず、別表に定める請求書類が会社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。
- ② 主約款に定める貸付金（保険料の自動貸付金を含みます。）がある場合は、支払うべき金額から、その元利金を差し引きます。
- ③ 主契約の死亡保険金額の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金の請求日にさかのぼって、主契約は消滅したものとします。また、主契約の死亡保険金額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金（死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金をいいます。以下、同様とします。）の請求を受けても、請求保険金額に対応する保険金については支払いません。
- ④ 特約保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求がなかったものとして取り扱い、特約保険金を支払いません。
- ⑤ 主約款に定める保険金の請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、特約保険金を支払いません。
- ⑥ 保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金のない保険種類を除きます。）および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人をその法人とします。
- ⑦ 前項の場合を除き、特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱により余命6か月と判断された場合でも、その原因により余命6か月と判断された被保険者の数の増加が、この特約を付加した保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 被保険者は、特約保険金を請求する場合には、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ② 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条（指定代理請求人の変更指定）の規定により変更指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表）および特別な事情の存在を証明する書類を会社に提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内

の親族

- ③ 前項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ④ 主契約の保険金の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合で、主契約に他の特約が付加されているとき、各特約は特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- ⑤ 前項の場合で、つぎの各号の特約の消滅時を含んで継続しているその入院については、各特約の保険期間中の入院とみなします。
 - 1. 疾病入院特約
 - 2. 災害入院特約
 - 3. 成人病入院特約
 - 4. 妻の疾病入院特約
 - 5. 子の疾病入院特約
 - 6. 妻の災害入院特約
 - 7. 子の災害入院特約
 - 8. 女性疾病入院特約
 - 9. 短期疾病入院特約
 - 10. 短期災害入院特約
 - 11. 集中治療室入院特約
- ⑥ 主契約の保険金の一部が支払われた場合には、主契約に付加されている各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。
- ⑦ 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約保険金の支払の場合に準用します。

3. 特約保険料の払込および特約の失効

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 - 1. 特約保険金を支払ったとき
 - 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - 3. 主契約が延長保険に変更されたとき
 - 4. 主契約に年金支払移行特約が付加され、主契約の全部が移行されたとき

4. 特約の復活

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

5. 告知義務および特約の解除

第8条（告知義務および特約の解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しては、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第9条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除に際しては、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

6. 特約の解約

第10条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第11条（特約保険金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が主契約の死亡保険金額の全部を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が主契約の死亡保険金額の一部を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合は、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特約保険金の受取人に支払います。
 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 会社は、第1項の解約の効力が生じた日に、解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
 - ウ. 解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額からイ. の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険契約者に支払います。

7. 特約内容の変更

第12条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- ③ この特約が復旧されたときは、保険証券に裏書します。

8. 解約払戻金

第13条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

9. 指定代理請求人の変更指定

第14条（指定代理請求人の変更指定）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。
- ② 保険契約者が、指定代理請求人の変更指定を行なうときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ③ 指定代理請求人の変更の場合には、保険証券に裏書を受けることを要します。

10. 契約者配当

第15条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

11. 管轄裁判所

第16条（管轄裁判所）

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第17条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

13. 特則

第18条（主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に増加終身保険の死亡保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約および増加終身保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第19条（主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に定期保険特約、終身保険特約または養老保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 特約保険金の請求日が定期保険特約および養老保険特約の保険期間の満了（特約条項の規定により定期保険特約および養老保険特約が更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合、特約保険金は支払いません。
4. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第20条（主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 前条により定期保険特約の全部が支払われたときには、生存給付特約は特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、解約払戻金があっても支払いません。
2. 定期保険特約の一部が支払われたときには、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第6項の規定にかかわらず、定期保険特約の減額に応じて生存給付特約も特約保険金の請求日にさかのぼって減額されるものとします。ただし、減額部分については解約払戻金があっても支払いません。

第21条（主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合で、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときには、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

第22条（主契約に特別条件特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に特別条件特約が付加されている場合で、その条件が保険金額を削減する方法のとき、第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、保険金額を削減する方法による請求日における死亡保険金額とします。

第23条（死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約の付加を要します。ただし、つぎに定める場合には、この特約は消滅するものとします。
 1. 主契約に付加された定期保険特約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 年金支払開始日が到来したとき
- ② 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。

第24条（特定疾病保障定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保

険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項および第14条（指定代理請求人の変更指定）の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人となります。
2. 特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
3. 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときは、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

第25条（定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合には、主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。

第26条（定期付終身保険に付加した場合の特則）

この特約を定期付終身保険に付加した場合、特約保険金の請求日が主契約の保険料払込期間の満了時前1年以内であるときは、特約保険金は支払いません。

第27条（特殊終身保険に付加した場合の特則）

この特約を特殊終身保険に付加した場合、特約保険金の請求日が、主約款に定める第1保険期間ないし第4保険期間それぞれの満了時前1年以内であるときは、特約保険金は支払いません。

第28条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- ① 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- ② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第29条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に年金払定期保険特約の換算保険金額を合算したものとします。
2. 前項において換算保険金額とは、被保険者が死亡した場合に、第1回特約年金の支払事由発生日において支払うべき第1回特約年金額と未払年金の現価を合算した金額とします。
3. 第2条（特約保険金の支払）に定める請求日は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日と読み替えます。
4. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約の請求日および換算保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
5. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第30条（無配当増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当増定期保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「請求日における主契約の死亡保険金額」とあるのは「請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「この特約の請求日における主契約の保険金額」、「請求金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは「請求金額に対応する主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条（主契約に増定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に増定期保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に増定期保険特約の請求日における特約保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約および増定期保険特約の保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 前項の規定により、増定期保険特約の特約保険金額の一部がこの特約の特約保険金として支払われた場合には、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「請求金額と同額の主契約の死亡保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。」とあるのは「請求保険金額に

対応する通増定期保険特約の特約基本保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。」と読み替えます。

4. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までおよび第19条（主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則）第3号の規定は、本条の場合に準用します。

第32条（5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」とあるのは「主契約が契約日からその日を含めて2年以上経過している場合で、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」と読み替えます。
2. 第2条（特約保険金の支払）の規定により主契約の死亡保険金額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金として支払われた場合には、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。
3. 主契約がB型保険契約で、長寿祝給付金が支払われる前に主契約の死亡保険金額の一部が特約保険金として支払われた場合には、長寿祝給付金の額は、前項の規定により請求日にさかのぼって減額されたものとする保険金額により算出します。

第33条（無配当終身医療保険（α）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険（α）に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）（Ⅱ型の特約に限りです。以下、本条において同様とします。）に締結した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の特約死亡保険金の額」と読み替えます。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申し出がないときは、主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の、この特約の特約保険金の請求日における特約死亡保険金の額のそれぞれの割合に応じてこの特約の特約保険金を支払うものとします。
3. 特約保険金の請求日が養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）の保険期間の満了（特約条項の規定により養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）が更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合、特約保険金は支払いません。
4. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「主契約」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）」と、「死亡保険金額」とあるのは「特約死亡保険金の額」と、主約款に定める保険金（死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金をいいます。以下、同様とします。）」とあるのを「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の各特約条項に定める保険金（特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約介護保険金をいいます。以下、同様とします。）」と読み替えます。
5. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第4項および第5項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の各特約条項に定める保険金」と読み替えます。
6. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第6項中「主契約の満期保険金受取人（満期保険金のない保険種類を除きます。）」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）の特約満期保険金受取人」と、「死亡保険金受取人」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

第34条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）、第11条（特約保険金の受取人による保険契約の存続）第4項および第5項の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の年金現価相当額」と読み替えます。
2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「 ③ 主契約の年金現価相当額の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金の請求日にさかのぼって、主契約は消滅したものとします。また、主契約の年金現価相当額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、請求保険金額の割合に応じて主契約の年金月額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。この場合、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金（遺族

年金または高度障害年金をいいます。以下、同様とします。)の請求を受けても、請求保険金額に対応する保険金については支払いません。]

3. 主契約の年金現価相当額の一部を特約保険金として支払った後に、主契約の年金の支払事由が生じた場合で、前号によって減額された主契約の年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、主契約の年金の現価に相当する金額を一時に支払い、主契約の年金は支払いません。
4. 前3号において主契約の年金現価相当額とは、特約保険金の請求日からその日を含めて6か月後の応当日における主契約の年金の現価に相当する金額とします。
5. 主契約の保険料の払込方法〔回数〕が年払の場合、請求保険金額に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

第35条（無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則）

C型保険契約またはD型保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が第1保険期間中であるときは、主契約の死亡保険金額は請求保険金額の対象となりません。

第36条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、第34条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）の規定を準用します。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	特約保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 特約保険金の受取人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	特約保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則

- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

別表 請求書類

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、年金の一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。

1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。）の受取人

エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者

- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 2. 傷病名（会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合
 2. つぎの範囲内の者
 - ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族
 - ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者
- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

1. 告知義務違反による解除
2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、必要書類（別表）を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。
 - ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。
 - 「① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族
 - ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族
 - イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
 - ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
 4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1

被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- ④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。
- ③ この特約を付加した無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。この場合、前条第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ④ この特約を無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。この場合、前条第2項の規定中、「年金受取人」と

とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 1. 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 2. すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）
① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 遺族年金受取人の直系血族
 - ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 遺族年金受取人と同居しまたは遺族年金受取人と生計を一にしている者
 - イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡一時金の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
 - ② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
 - ③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取人に書面により通知します。」
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
4. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

第20条（主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された場合、介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

第1条 特約の締結	第6条 特約の解約
第2条 特別条件	第7条 無配当特別終身保険（I型）に付加した場合の特則
第3条 内容変更の制限	
第4条 読替規定その他	
第5条 変額保険に付加した場合の特則	別表 対象となる所定の感染症

特別条件特約

第1条（特約の締結）

保険契約の申込または復活の際、被保険者（こども保険、こども積立保険、こども積立貯蓄保険および学資保障保険においては保険契約者として、以下、同様とします。）の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しないときには、会社は、この特約を付加して保険契約を締結し、または復活します。

第2条（特別条件）

① この特約により保険契約に付加する条件は、その危険の程度および種類に応じて、つぎの各号のうち、どれか1つまたは2つ以上の方法によります。

1. 特別保険料を払い込む方法

会社の定める特別保険料を、普通保険料とともに払い込むものとします。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額を、この特約を付加した保険契約の保険料とします。

2. 保険金額を削減する方法

契約日またはこの特約を付加して保険契約を復活した場合には復活日から会社の定める削減期間内に死亡し、または所定の高度障害状態となったときは、保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を保険金額とします。ただし、その原因が災害または所定の感染症（別表）である場合には、保険金額は削減しません。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
	割分	割分	割分	割分	割分
第1年度	5.0	3.0	2.5	2.0	1.5
第2年度	—	6.0	5.0	4.0	3.0
第3年度	—	—	7.5	6.0	4.5
第4年度	—	—	—	8.0	6.0
第5年度	—	—	—	—	8.0

3. 年増による方法

被保険者の実際の年齢（女子の場合で計算年齢が適用されるときはその年齢）に会社の定める年数を加えたものを保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料および解約払戻金等を計算します。

② 前項により付加された条件は、保険証券に記載します。

第3条（内容変更の制限）

この特約を付加した保険契約については、つぎの各号に関する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（付加されている特約の特約条項を含むものとし、以下「主約款」といいます。）の規定は適用しません。

1. 保険期間、保険料払込期間の延長および延長保険への変更

2. 特別保険料払込期間中の払済保険への変更

3. 削減期間中の払済保険への変更

4. 保険契約の更新

5. 定期保険特約への変更または定期保険特約への移行（年金払定期保険特約または通増定期保険特約が付加されている場合に限り、）

第4条（読替規定その他）

この特約は、主契約の保険種類に応じて、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

1. 第2条第1項第2号の「保険金額」は、主契約が個人年金保険（84）、個人年金保険（87）または

個人年金保険（90）の場合には「死亡給付金額」は含めないものとし、主契約に定期保険特約、通増定期保険特約、終身保険特約、年金払定期保険特約および養老保険特約が付加されている場合には定期保険特約または通増定期保険特約の「特約保険金額」、終身保険特約の「特約保険金額」、年金払定期保険特約の「特約年金額」および養老保険特約の「特約死亡保険金の金額」を含めるものとします。

2. 第2条第1項第2号中「保険金額」とあるのは、主契約が学資保障保険の場合には「育英資金額」と、主契約が死亡給付金付通増年金保険の場合には「死亡給付金額」と、主契約が災害倍額家族保障保険または新災害倍額家族保障保険の場合には「保険金額および家族年金額」と読み替えます。
3. 第2条第1項第2号中「保険金額につぎの割合を乗じて得た金額」とあるのは、主契約が無配当終身医療保険（ α ）であり、かつ、主契約に養老保険特約（ α ）または定期保険特約（ α ）が付加されている場合には「養老保険特約（ α ）の特約満期保険金額および定期保険特約（ α ）の特約死亡保険金額にそれぞれつぎの割合を乗じて得た金額」と読み替えます。

第5条（変額保険に付加した場合の特則）

この特約を変額保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
2. 第2条（特別条件）第1項第2号中「保険金額につぎの割合を乗じて得た金額」とあるのは、「支払うべき保険金額から変動保険金額を差し引いた金額につぎの割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額（ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額につぎの割合を乗じて得た金額）」と読み替えます。
3. 第3条（内容変更の制限）中「延長保険」とあるのは「定額延長定期保険」と、「払済保険」とあるのは「定額払済保険または定額払済終身保険」と読み替えます。
4. 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。

第6条（特約の解約）

- ① この特約の解約は取り扱いません。
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅した場合、この特約も同時に消滅したものとみなします。
- ③ 前項の場合、この特約の解約払戻金はありません。

第7条（無配当特別終身保険（I型）に付加した場合の特則）

- ① 無配当特別終身保険（I型）にこの特約を付加した場合、第3条（内容変更の制限）第1項第2号の規定は適用しません。
- ② 無配当特別終身保険（I型）にこの特約を付加した場合で、第2条（特別条件）第1項第1号の条件が付加されたときは、前条第3項の規定を適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 主契約の解約払戻金は、特別保険料に対する解約払戻金と普通保険料に対する解約払戻金の合計額とします。
 2. 主契約の責任準備金は、特別保険料に対する責任準備金と普通保険料に対する責任準備金の合計額とします。
 3. 前2号の特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、主契約が保険料払込中であれば保険料が払い込まれた年月数（年払契約の場合は、保険料が払い込まれた年月数に応じた経過年月数）により、保険料払済後であれば契約日からの経過年月数により計算します。

別表 対象となる所定の感染症

対象となる所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフス A	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ< Crimean-Congo >出血熱	A98.0
11. マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98.3
12. エボラ< Ebola >ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

第1条	特約の適用	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込		
第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		
第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則		

保険料口座振替特約（定額保険用）

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）から口座振替を行なう場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料が指定口座から振り替えられた日を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア. またはイ. のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 3. 2月末日が提携金融機関等の休業日に該当するために、第1回保険料が振り替えられた日が3月1日となる月払契約については、第1号の規定にかかわらず、第1回保険料が会社の口座に振り替えられた日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前3号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

- ① この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の前納を行なう場合は、普通保険料率を基準として割引を行ないます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料に相当する金額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）第1項第1号の規定は適用しません。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
 2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 前項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは前項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅または失効したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
4. 提携金融機関等に指定口座がなくなったとき、または提携金融機関等との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。

「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「第4条（保険料の払込）」

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- ② 前項の口座振替を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合、合算した保険料の口座振替を行ないます。
- ③ 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑥ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」
- ③ この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）はつぎのとおり読み替えます。

「第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）」

- ① 責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する払込期間（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）の振替日（第1回保険料の払込期間中に複数回の振替日がある場合、その最終の振替日とします。）に第1回保険料（前条第2項に該当する場合は合算した保険料。以下、本項において同様とします。）の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 1. 月払契約の場合、責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する猶予期間（以下「第1回保険料の猶予期間」といいます。）中の振替日に第1回保険料と翌月分を合算した保険料の口座振替を行ないます。
 - 2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、前項の場合は除きます。
 - 1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
 - 2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 第1項の場合で第1回保険料の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料および払込期月が到来した第2回以後の保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは第2項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給

付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第1条	特約の適用	第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第5条	クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）が、会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）のクレジットカードであること
 2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）であること
 3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人が同一であること
- ③ 会社は、この特約の適用に際して、提携カード会社にクレジットカードの有効性等の確認を行なうものとします。

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）からクレジットカードで保険料に相当する金額を決済すること（以下「クレジットカード払」といいます。）により払い込む場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカード払を承諾した日（被保険者に関する告知前に承諾を得た場合には、その告知の日）を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア、またはイ、のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. 前号の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に書面により通知します。
 3. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料からクレジットカードにより払い込む場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、第1号および前号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
 1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
 2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- ③ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしがたい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ④ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱）

- ① クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
- ② 提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 1. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、つぎの払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
 2. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
この場合、この変更が行なわれる前のその払込期月の保険料については第4条（保険料の払込）第1項第2号（第1回保険料の場合は第4条第1項第1号）は適用しません。
- ③ 前2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法〔経路〕を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間内に払込期月（第1回保険料の場合は会社の定めた日）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、クレジットカードを同一の提携カード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行している提携カード会社とは別の提携カード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- ② 保険契約者が、保険料のクレジットカード払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携カード会社が保険料のクレジットカード払の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者はクレジットカードを別の提携カード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅または失効したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
4. 第1条（特約の適用）第2項のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。
「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任

開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「第4条（保険料の払込）」

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
 - 1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
 - 2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日
- ② 前項のクレジットカード払を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の決済日が同日となる場合、合算した保険料のクレジットカード払を行ないます。
- ③ 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対してその決済順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしたいがい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ⑤ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

○生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

○この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険契約に関する利率等について

下記の利率は、金利水準等の金融情勢の変化などにより、定期的に見直しを行います。最新の利率については、当社ホームページ（<https://www.tdf-life.co.jp>）をご覧ください。

- ・前納保険料に関する利率
- ・契約者配当に関する利率
- ・保険金等の据置支払に関する利率
- ・年金等の据置支払に関する利率
- ・契約者貸付に関する利率
- ・払戻金等に関する利率